

モバイルコンテンツ関連事業における個人情報保護指針

2023 年 7 月

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

目次

はじめに.....	7
第1章 モバイルコンテンツ関連事業における個人情報保護指針	8
総則(目的及び適用範囲(対象)).....	9
1. 個人情報の利用目的関係	11
(1) 利用目的の特定	11
(2) 利用目的の変更	12
(3) 利用目的による制限	13
(4) 事業の承継.....	13
(5) 利用目的による制限の例外.....	14
2. 個人情報の利用関係	15
(1) 不適正な利用の禁止	15
3. 個人情報の取得関係	16
(1) 適正な取得	16
(2) 要配慮個人情報の取得	16
(3) 利用目的の通知又は公表	17
(4) 直接書面等による取得	18
(5) 利用目的の通知等をしなくてよい場合	18
4. 個人データの管理	20
(1) データ内容の正確性の確保等.....	20
(2) 安全管理措置	20
(3) 従業員の監督	22
(4) 委託先の監督	22
5. 個人情報等の取り扱いにおける事故等の報告について	25
6. 個人データの第三者への提供.....	27
(1) 第三者提供の制限の原則.....	27
(2) オプトアウトに関する原則.....	28
(3) オプトアウトに関する事項の変更等	30
(4) 第三者に該当しない場合	30
(5) 外国にある第三者への提供の制限	34
(6) 第三者提供に係る記録の作成等	37
(7) 第三者提供を受ける際の確認等.....	40
7. 個人関連情報の第三者提供の制限等	45
8. 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等.....	48

(1) 保有個人データに関する事項の本人への周知	48
(2) 保有個人データの利用目的の通知	49
(3) 保有個人データの開示	49
(4) 保有個人データの訂正、追加または削除	51
(5) 保有個人データの利用停止等	51
(6) 理由の説明	54
(7) 開示等の請求等に応じる手続	55
(8) 手数料	57
9. 個人情報の取扱いに関する苦情の処理	58
10. 仮名加工情報取扱事業者等の義務	59
(1) 仮名加工情報を作成する対象事業者の義務	59
11. 匿名加工情報取扱事業者等の義務	67
(1) 対象事業者の匿名加工情報の取扱い	67
(2) 匿名加工情報の適切な加工	68
(3) 匿名加工情報の作成時の公表	68
(4) 匿名加工情報の安全管理措置等	68
(5) 識別行為の禁止	69
(6) 匿名加工情報の第三者提供	69
12. 学術研究機関等の責務	71
13. 個人情報保護を推進する上での考え方や方針の策定	72
(1) 個人情報保護を推進する上での考え方や方針の公表	72
(2) 電気通信事業者のプライバシーポリシーの公表	72
(3) アプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシーの公表	74
14. 指導、勧告その他の措置について	75
(1) 指導	75
(2) 勧告	75
(3) その他の措置	75
14. ガイドライン等	76
15. 指針の見直し	76
 第2章 モバイルコンテンツ関連事業における電気通信事業法の個人情報等保護指針	77
総則(目的及び適用範囲(対象))	78
1. 特定利用者情報の適正な取扱い	80
2. 外部送信に係る利用者に関する情報の取扱い	81
(1) 規律の概要	81
(2) 通知又は容易に知り得る状態に置く方法	81

（３）通知又は容易に知り得る状態に置くべき事項	82
（４）当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報等	83
（５）利用者が同意している情報	85
（６）送信又は利用の停止を求めている情報	85
APPENDIX	87
モバイルコンテンツ関連事業におけるその他の事項.....	88
（１）スマートフォン等の利用者情報の取扱い.....	88
（２）電気通信事業関連ガイドライン	88

【凡例】

「法」個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)

最終改正:令和四年六月一七日法律第六八号

「政令」個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年 12 月 10 日政令第 507 号)

最終改正:令和四年四月二〇日政令第一七七号

「基本方針」個人情報の保護に関する基本方針(平成 16 年 4 月 2 日閣議決定)

令和 4 年 4 月 1 日一部変更

「規則」個人情報の保護に関する法律施行規則(平成 28 年 10 月 5 日個人情報保護委員会規則第 3 号)

最終改正:令和四年四月二〇日個人情報保護委員会規則第四号

令和 5 年 7 月 11 日時点

改正履歴

制定・改定日	改定箇所・理由	施行日
平成 29 年 5 月 26 日	制定	平成 29 年 5 月 26 日
平成 29 年 9 月 5 日	個人情報保護に関する法律の改訂に伴う改定	平成 29 年 9 月 5 日
令和 5 年 7 月 11 日	個人情報保護に関する法律及び電気通信事業法の改正に伴う改定	令和 5 年 7 月 11 日

はじめに

健全なコミュニティ社会の醸成及び高度 IT 社会の実現における産業の発展と利用者保護のため、個人情報取扱事業者における個人情報の利活用の促進と適正な取扱いの確保を目的として、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラムは平成 29 年 5 月 26 日、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という)に基づき、総務大臣及び経済産業大臣から認定個人情報保護団体の認定を受けました。また、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化に対応するため、改正法が平成 29 年 5 月 30 日に全面施行され、個人情報取扱事業者の監督権限が主務大臣から個人情報保護委員会に一元化されました。

その後、令和 2 年改正の全面施行と時を同じくして、民間団体による個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者(以下「個人情報取扱事業者等」という。)の個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報(以下「個人情報等」という。)の適正な取扱いを確保することを目的として、認定個人情報保護団体制度に関する部分に特化して分かりやすく一体的に示す観点から、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(通則編)(以下「通則ガイドライン」という。)とは別に、同(認定個人情報保護団体編)が定められました。これは、民間における事業分野に応じた個人情報等の適正な取扱いに期待が高まっているためです。認定個人情報保護団体に対しては、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った「個人情報保護指針」を作成するよう努めなければならないことから、当団体では、「認定個人情報保護団体運営規程」に基づき、本指針を定めました。

また、令和 4 年 6 月 17 日の電気通信事業法の改正に伴い、「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」が個人情報保護委員会と総務省が共管するものと、総務省のみが所管するものとに分かれることとなりましたが、認定個人情報保護団体においては対象者に対して、両方の遵守を求めています。総務省の所管部分につきましては、電気通信事業法によって対象者が規定されていますが、当団体に所属の事業者の大半が該当することから、本指針に含むこととしました。

当団体においては、対象事業者がこの指針を遵守しなければならないことを、対象事業者の義務として規定しています。また、対象事業者となっていない個人情報取扱事業者等であっても、法令等に基づく対応をするにあたり、この指針を参考にさせていただくことを期待します。

モバイルコンテンツ関連事業分野においては技術革新が急速に進んでいることに鑑み、対象事業者が行う施策等においては、本指針に例示として明記されている手法に過度に拘らず、最新の手法を積極的に採用することを期待します。

第 1 章

モバイルコンテンツ関連事業における個人情報保護指針

本章は、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報を取扱う、すべての対象事業者に共通する指針である

総則(目的及び適用範囲(対象))

<目的>

本指針は、法の定めに従い当団体の対象事業者が遵守・励行する事項を定めるとともに、当団体が認定個人情報保護団体として実施すべき責務と役割を推進するための事項を定めたものになります。

<法の理念と考え方>

法においては、個人情報個人の人格尊重の理念と密接な関連を有するものであり、その適正な取扱いを図らなければならないとの基本理念を示しています。当団体をはじめ、当団体の対象事業者におかれましては、この基本理念を十分に踏まえ、法の目的を実現するため、個人情報の保護及び適正な取扱いをする必要があります。

<国際的な協調>

経済・社会活動のグローバル化及び情報通信技術の進展に伴い、個人情報を含むデータの国境を越えた取り扱いが増加しており、このような状況の変化に対応するため、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋経済協力(APEC)等において、個人情報の保護に関する情報交換や越境執行協力等を目的とした国際的な枠組みが構築されています。当団体の対象事業者におかれましては、このような取組を踏まえ、国際的な協調を図っていく事が望まれます。

<適用範囲(対象)>

対象事業者とは、個人情報取扱事業者等のうち次に掲げるいずれかの事業者であって、本指針及び当団体の対象事業者となることについて同意した事業者(個人情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者)をいいます。

(1) 当団体の会員

(2) 関連団体の会員

当団体の理事会で関連団体となることを承認された団体の会員を指す。

(3) 一般登録会員

一般登録会員とは、(1)当団体又は(2)関連団体に属さない認定個人情報保護団体の対象事業者となることに同意した会員を指す。

なお、「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ一般社会通念上事業と認められるものをいい、必ずしも営利事業のみを対象とするものではありません。

<用語の定義>

本指針において用いる用語の定義は、特段の定めが無い限り、法、個人情報保護に関する基本方針、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報に関する法律施行規則（以下、総称して「関係法令等」といいます。）の定めによるものとします。

<個人情報保護方針>

対象事業者の代表者は、「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、事業者が個人情報保護を推進する上での考え方や方針を策定し公表しなければなりません。

1. 個人情報の利用目的関係

(1) 利用目的の特定

対象事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならない。

対象事業者は、個人情報を取り扱う場合に、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない。

利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報対象事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのか、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定する必要がある。また、業務ごとに取り扱う個人情報の項目を列挙し、それぞれについて記載することが適当である。

対象事業者は、特定された利用目的を管理しなければならない。管理の方法としては、例えば、個人情報管理台帳等を作成し、個人情報を利用目的ごとに整理し、定期的に見直すこと等が考えられる。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的の特定に当たっては、その旨が明確に分かるよう特定しなければならない。

「利用目的の特定」の趣旨は、個人情報を取り扱う者が、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかについて明確な認識を持ち、できるだけ具体的に明確にすることにより、個人情報が取り扱われる範囲を確定するとともに、本人の予測を可能とすることである。

例えば、本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合、対象事業者は、マーケティング目的で本人の行動・関心等の情報を分析していることを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならない。

利用目的の特定の程度としては、例えば、対象事業者の定款等に規定されている事業の内容に照らして、本人からみて自分の個人情報が利用される範囲が合理的に予想できる程度に特定されている場合や、業種を明示することで利用の範囲が想定される場合には、これで足りるとされることもあり得る。しかし、多くの場合、業種の明示だけでは利用目的をできる限り特定したことにはならない。例えば、利用目的の特定に当たり「〇〇事業」のように事業を明示する場合についても、

社会通念上、本人からみて利用目的が特定できると認められる範囲に特定する必要がある。他方で、単に「事業活動」、「お客様のサービスの向上」等のように抽象的、一般的な内容を利用目的とすることは、できる限り具体的に特定したことにはならない。

統計データ等の個人情報に該当しない情報を取り扱う場合には、本項の定めは適用されない。また、統計データへの加工を行うこと自体を利用目的とする必要はない。

利用目的は、対象事業者の事業の目的の達成に必要な限度で特定する必要がある。対象事業者が現に事業を行っておらず、かつ、将来行うことが合理的に予測されない事業を、個人情報の利用目的としてはならない。

(2) 利用目的の変更

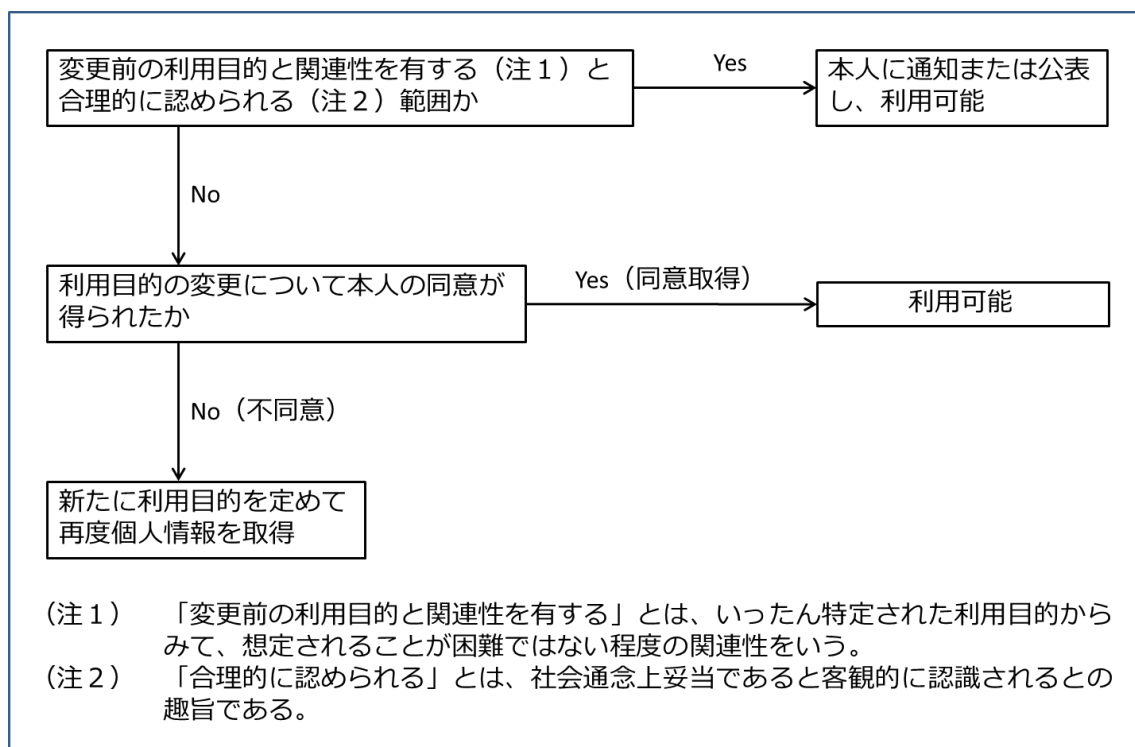
- 1 対象事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
- 2 対象事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

対象事業者が特定した利用目的は、社会通念上、「本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲」内で変更することは可能である。変更された利用目的は、本人に通知するか、又は公表しなければならない。

「本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲」とは、本人の主観や対象事業者の恣意的な判断によるものではなく、一般人の判断において、当初の利用目的と変更後の利用目的を比較して合理的に関連性がある範囲をいう。

特定された利用目的の達成に必要な範囲を越えて個人情報を取り扱う場合は、本人の同意を得なければならない。

《参考》利用目的の変更のフロー



（３）利用目的による制限

対象事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、１（１）により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

対象事業者は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

ただし、当該同意を得るために個人情報を利用すること（メールの送信や電話をかけること等）は、当初特定した利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。

（４）事業の承継

対象事業者は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

対象事業者が、事業の承継をすることに伴って個人情報を取得した場合であって、当該個人情報に係る承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合、対象事業者は、本人の同意を得ることなく、個人情報を利用することができる。対象事業者は、本人の同意を得ることなく、個人情報を利用することができる。事業の承継とは、株式譲渡、合併、会社分割、株式交換、株式移

転、事業譲渡等により事業の承継を受ける場合のことをいう。

なお、事業の承継後に、承継前の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要がある。ただし、当該同意を得るために個人情報を利用すること(メールの送信や電話をかけること等)は、承継前の利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。

(5) 利用目的による制限の例外

- | |
|--|
| <p>1 (3)及び1(4)の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none">1 法令(条例を含む。以下、同様とする。)に基づく場合2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。5 対象事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的(以下「学術研究目的」という。)で取り扱う必要があるとき(当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。))。6 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。))。 |
|--|

2. 個人情報の利用関係

(1) 不適正な利用の禁止

対象事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

「違法又は不当な行為」とは、法、その他の法令に違反する行為、及び直ちに違法とはいえないものの、法、その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

「おそれ」の有無は、対象事業者による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における対象事業者の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。

例えば、対象事業者が第三者に個人情報を提供した場合において、当該第三者が当該個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、当該第三者が当該個人情報の取得目的を偽っていた等、当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、当該対象事業者が一般的な注意力をもってしても予見できない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。

3. 個人情報の取得関係

(1) 適正な取得

対象事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

対象事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得(以下「不適正取得」という。)してはならない。

「不正の手段により個人情報を取得している事例」としては、次のような場合があげられる。

(1) 十分な判断能力を有していない子供や障害者、高齢者等から、取得状況から考えて関係のない家族の収入事情などの家族の個人情報を、家族の同意なく取得する場合。

(2) (1)に記載する家族の個人情報に加え、取得状況から考えて関係のない友人・知人の名前や属性等の個人情報を、友人・知人の同意なく取得する場合。

なお、対象事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、刑事罰が科され得る。

(2) 要配慮個人情報の取得

対象事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 5 対象事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
- 6 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学

術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該対象事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。))。

- 7 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法に掲げる者、その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
- 8 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- 9 6(4)(第三者に該当しない場合)各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき

要配慮個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

なお、要配慮個人情報の第三者提供には、原則として本人の同意が必要であり、オプトアウトによる第三者提供は認められていないので、注意が必要である。

対象事業者が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、本人が当該情報を提供したことをもって、当該対象事業者が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解される。

また、対象事業者が要配慮個人情報を第三者提供の方法により取得した場合、提供元が本人から必要な同意(要配慮個人情報の取得及び第三者提供に関する同意)を取得していることが前提となるため、提供を受けた当該対象事業者が、改めて本人から本項に基づく同意を得る必要はない。

(3) 利用目的の通知又は公表

対象事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

対象事業者は、個人情報を取得する場合は、あらかじめ利用目的を公表し、又は取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知し、若しくは公表しなければならない。利用目的の本人への通知または公表が必要な場合には、例えば、対象事業者が、インターネット等で本人が自発的に公にしている個人情報を取得する場合、個人情報の第三者提供を受けた場合、個人情報の取扱いの委託を受けて個人情報を取得する場合等が含まれる。

また、対象事業者は、個人情報を取得する場合は、個人情報を取得する主体について、あらかじめ公表し、又は取得後速やかに、本人に通知若しくは公表することが望ましい。

(4) 直接書面等による取得

対象事業者は、2(3)の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って、契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下、本文において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合はこの限りではない。

対象事業者は、契約書等の書面(電磁的記録を含む。)により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

「本人に対し、その利用目的を明示」とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。

「利用目的を明示」したと言えるためには、利用目的を本人が明確に認識できるよう示されている必要がある。例えば、会員規約や契約約款等の書面を消費者等本人に手渡しまたは送付する場合において、消費者等本人が容易に利用目的を確認できないような位置や文字の大きさと利用目的が記載されている場合や、インターネット上から取得する場合、小さなボックス内をスクロールしなければ消費者本人が利用目的を確認できない場合には、利用目的が明示されたものとはいえない。

また、対象事業者は、契約書等の書面により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、当該個人情報を取得する主体について明示することが望ましい。

なお、口頭により個人情報を取得する場合にまで、本項の義務を課するものではないが、その場合は、あらかじめ利用目的を公表するか、取得後速やかに、その利用目的を本人に通知するか、又は公表しなければならない。

(5) 利用目的の通知等をしなくてよい場合

次に掲げる場合については、本人による同意を求められる場合であっても、2(3)及び2(4)の適用を受けない。

- 1 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 2 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該対象事業者の権利又は正当な利益を侵害するおそれがある場合
- 3 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある

場合であつて、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

4. 個人データの管理

(1) データ内容の正確性の確保等

対象事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するようしなければならない。

対象事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の状態で管理しなければならない。

対象事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、以下に例示するような方法で個人データを正確かつ最新の内容に保たなければならない。

- ・個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手続の整備
- ・誤り等を発見した場合の訂正等の手続の整備
- ・記録事項の更新
- ・保存期間の設定等を行うこと 等

なお、保有する個人データを一律に又は常に最新化する必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる。

また、対象事業者は、保有する個人データについて利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。「利用する必要がなくなったとき」とは、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等のことをいう。ただし、法令の定めにより保存期間等が定められている場合は、この限りではない。

(2) 安全管理措置

対象事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

対象事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的に必要かつ適切な措置を講じなければならない（外国において個人データを取り扱う場合には当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、これらの措置を講じなければならない。）。このような安

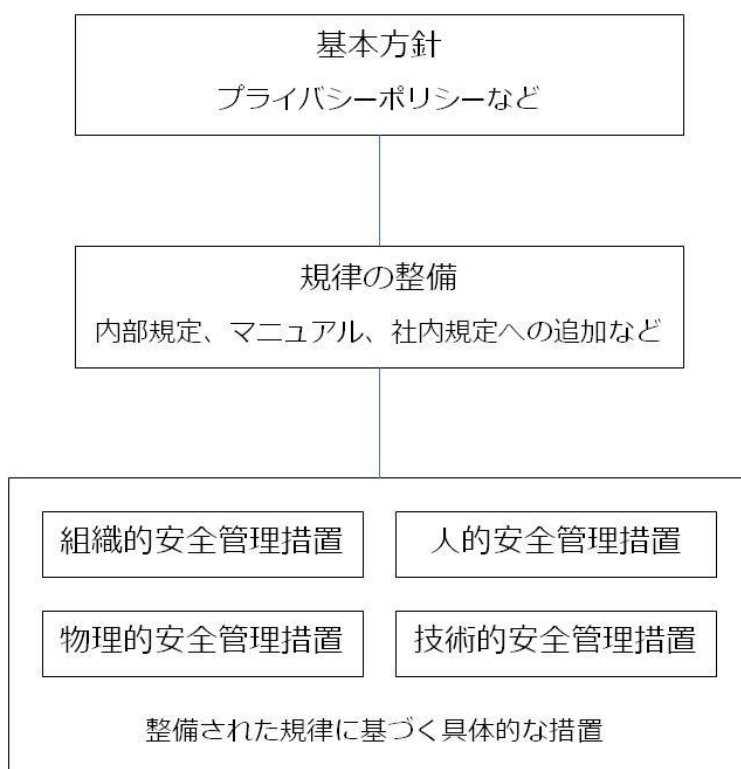
全管理措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。

組織的安全管理措置においては、組織体制の整備に加え、組織の責任者は定期的に研修を受講する等し、最新のリスクに備えられるようにしておくことが望ましい。

なお、データベース化に用いられる入力帳票の個人情報についても、同様の措置を講じることが望ましい。ただし、法に基づく安全管理措置の公表までを求めるものではない。

より安全な情報の取扱いという観点では、データベース化されることが前提となっていない散在情報においても、リスクに応じて、必要かつ適切な措置を講ずることが望ましい。

（参考）安全管理措置の構造



(3) 従業員の監督

対象事業者は、その従業員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

対象事業者は、その従業員に個人データを取り扱わせるに当たって、4(2)の安全管理措置を遵守させるよう、当該従業員に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。なお、データベース化に用いられる入力帳票の個人情報についても、同様の措置を講じることが望ましい。

より安全な情報の取扱いという観点では、データベース化されることが前提となっていない散在情報においても、リスクに応じて、必要かつ適切な措置を講ずることが望ましい。

「従業員」とは、対象事業者の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。

個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な措置を講ずることが必要である。適切な事例としては、従業員に対する教育、研修等の内容及び頻度を充実させることや、ビデオやオンライン等によるモニタリングを実施すること等が考えられる。

(4) 委託先の監督

対象事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

対象事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託を受けた者において当該個人データについて安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。個人データの取扱いの委託とは、契約の形態・種類を問わず、対象事業者が他の者に個人データの取扱いを行わせることをいう。

対象事業者は、個人データの取扱いの委託をする場合において、委託業務の内容に必要な個人データを提供してはならない。

対象事業者は、自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるように、監督を行わなければならない。また、取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、個人データが漏えい等をした

場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、次の①～③のそれぞれについて、措置を講じなければならない。

なお、データベース化されることを前提とした個人情報についても、同様の措置を講じることが望ましい。より安全な情報の取扱いという観点では、データベース化されることが前提となっていない散在情報においても、リスクに応じて、必要かつ適切な措置を講ずることが望ましい。

①適切な委託先の選定

委託先の選定に当たっては、対象事業者が、委託先の社内体制、規程等を確認し、必要に応じて実地検査等を行うこと等により、委託先の安全管理措置が、少なくとも対象事業者に求められるものと同等であり、かつ、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、あらかじめ確認しなければならない。

②委託契約の締結

対象事業者は、当該個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置として、委託元、委託先双方が同意した内容や、委託先における委託された個人データの取扱状況を委託元が合理的に把握する方法等必要かつ適切な条項を定めなければならない。

③委託先における個人データ取扱状況の把握

委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で定められた内容の実施の程度を調査した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

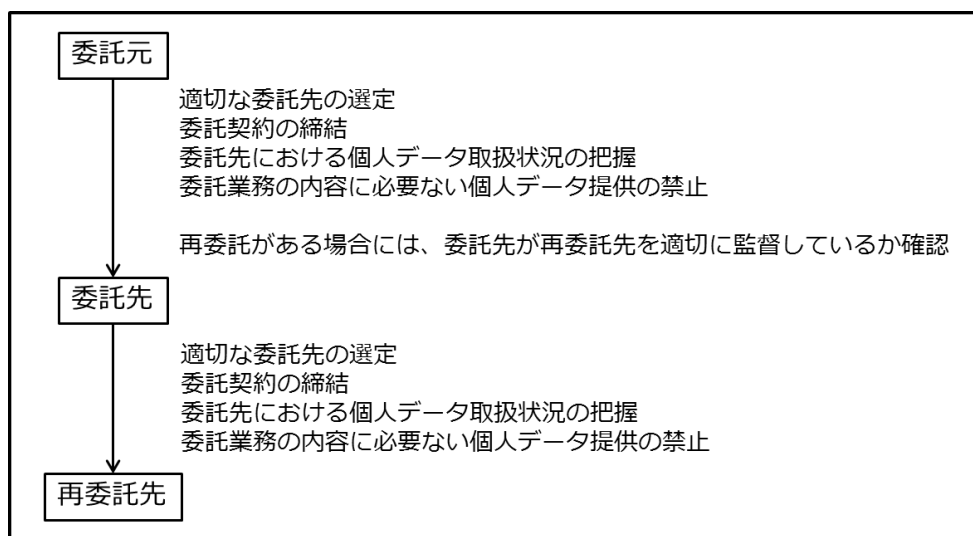
委託先が再委託を行おうとする場合は、対象事業者は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先から事前報告を受け又は承認を行うこととしなければならない。また、対象事業者は、委託先を通じて又は必要に応じて自ら、再委託先が少なくとも対象事業者に求められるものと同等の安全管理措置を講ずることを十分に確認しなければならない。

加えて、対象事業者は、委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施すること等により、委託先が再委託先に対する監督を適切に果たしているかを確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様である。

なお、委託元が委託先について「必要かつ適切な監督」を行っていない場合で、委託先が再委託をした際に、再委託先が不適切な取扱いを行ったときは、元の委託元による法違反と判断され得

るので、再委託をする場合は注意をする必要がある。

(委託先の監督)



5. 個人情報等の取り扱いにおける事故等の報告について

- 1 対象事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。
- 2 対象事業者は、法に基づく漏えい等の報告に加え、その保有する個人情報について、第 1 項で規定する漏えい等に係る事態以外に、当団体が定める外部への漏えいその他本人の権利利益の侵害(以下「事故等」という。)が発生した場合又はそのおそれが生じたときは、速やかに当団体に報告しなければならない。
- 3 対象事業者は、その保有する加工方法等情報について、事故等が発生した場合又はそのおそれが生じたときは、速やかに当団体に報告しなければならない。

対象事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものが生じたときは、法に基づき、個人情報保護委員会へ漏えい等の報告等を直接行くと共に、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。

対象事業者は、次の①から④までに掲げる事態を知ったときは、個人情報保護委員会に報告しなければならない。

- ①要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ③不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ④個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

漏えい等報告の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う対象事業者である。

個人データの取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が個人データを取り扱っていることになるため、報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される。また、委託元から委託先にある個人データ(個人データA)の取扱いを委

託している場合であって、別の個人データ(個人データB)の取扱いを委託していないときには、個人データBについて、委託元において報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。

また、必要な場合には関係機関にも適切に報告を行わなければならない。

なお、当団体の対象事業者は、法で定める漏えい等の報告に加え、その保有する個人情報について、①から④に掲げる事態以外に、第2項又は第3項に定める事故等が発生した場合又はそのおそれが生じたときは、当団体自主ルールに基づき、当団体へも以下の①又は②に従い速やかに報告が必要となる。事故等とは、具体的には、個人情報又は加工方法等情報の漏えい、紛失、滅失・き損、改ざん、正確性の未確保、不適正取得、目的外利用・提供、不正利用、開示等の求め等の拒否を含むものであって、当団体が別途定めるものをいう。

当団体への報告は、当団体が定める次の方法により行うものとする。

①プライバシーマークを付与されている対象事業者

プライバシーマーク制度の報告ルールに基づき、所定の様式により報告を行う。

②プライバシーマークを持たない対象事業者

(ア)法に基づく報告等が必要な事態が生じた場合

個人情報保護委員会の Web サイトより専用フォームで報告を行った後、報告内容を PDF でダウンロードし、その控えを認定個人情報保護団体事務局へ提出することをもって報告したものとする。

(イ)(ア)以外の事故等が生じた場合

認定個人情報保護団体が定める所定の様式により、毎月当該月の事故等の報告をとりまとめた集計結果を、翌月の10日を目途に認定個人情報保護団体事務局へ提出する。

当団体への報告については、当団体 Web サイトの認定個人情報保護団体の当該ページ「事故等の報告について」で公表されている「事故報告のながれ」を確認の上、適正に報告を行わなければならない。

6. 個人データの第三者への提供

(1) 第三者提供の制限の原則

対象事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 5 対象事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
- 6 対象事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき(当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該対象事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)
- 7 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

対象事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならない。第三者に提供するものが個人データにあたるかは、個人データの提供元において判断される。

同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。

なお、あらかじめ、個人情報第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない。

ブログやその他の SNS に書き込まれた個人データを含む情報については、当該情報を書き込んだ者の明確な意思で不特定多数又は限定された対象に対して公開されている情報であり、その内容を誰が閲覧できるかについて当該情報を書き込んだ者が指定していることから、その公開範囲について、インターネット回線への接続サービスを提供するプロバイダやブログその他の SNS の運営事業者等に裁量の余地はないため、このような場合は、当該事業者が個人データを第三者に提供しているとは解されない。

一方、ブログやその他の SNS において不特定多数を対象として書き込まれた個人情報、当該事業者以外の者が取得する場合、利用目的についてあらかじめ公表するか、本人に対して通知若しくは公表が必要となるので注意が必要である。ただし、この場合においても個人データの第三者提供については同意を得る必要はない。

(2) オプトアウトに関する原則

対象事業者は、第三者に提供される個人データ(要配慮個人情報、不適正取得された個人データ、他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。))を除く。以下、同様とする。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、6(1)の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- 1 第三者への提供を行う対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人の氏名。)
- 2 第三者への提供を利用目的とすること。
- 3 第三者に提供される個人データの項目
- 4 第三者に提供される個人データの取得の方法
- 5 第三者への提供の方法
- 6 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 7 本人の求めを受け付ける方法
- 8 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

対象事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、次の①から⑨までに掲げる事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態(※)に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合には、6(1)(第三者提供の制限の原則)の規定にかかわらず、あらかじめ本人

の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる(オプトアウトによる第三者提供)。

- ① 対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人等の代表者の氏名
- ② 第三者への提供を利用目的とすること
- ③ 第三者に提供される個人データの項目
- ④ 第三者に提供される個人データの取得の方法
- ⑤ 第三者への提供の方法
- ⑥ 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること
- ⑦ 本人の求めを受け付ける方法
- ⑧ 第三者に提供される個人データの更新の方法
- ⑨ 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

また、対象事業者は、6(2)(オプトアウトに関する原則)に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

なお、要配慮個人情報、オプトアウトにより第三者に提供することはできず、第三者に提供するに当たっては、6(1)(第三者提供の制限の原則)各号又は6(4)(第三者に該当しない場合)各号に該当する場合以外は必ずあらかじめ本人の同意を得る必要があるため、注意を要する。

さらに、対象事業者が特定した取得時当初の利用目的に、個人情報の第三者提供に関する事項が含まれていない場合は、第三者提供を行うと目的外利用となるため、オプトアウトによる第三者提供を行うことはできない。

外国にある個人情報取扱事業者が、届出を行う場合には、国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。当該代理権を証する書面を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

(※)

6(2)(オプトアウトに関する原則)又は6(3)(オプトアウトに関する事項の変更等)による本人への通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

- 1) 第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。
- 2) 本人が6(2)(オプトアウトに関する原則)に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法により、行うものとする。

的な方法によること。

(3) オプトアウトに関する事項の変更等

対象事業者は、6(2)(オプトアウトに関する原則)第1号に掲げる事項に変更があったとき又は個人データの提供をやめたときは遅滞なく、6(2)(オプトアウトに関する原則)第3号から第5号まで又は第7号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

対象事業者は、6(2)(オプトアウトに関する原則)に基づきオプトアウトにより個人データの第三者提供を行っている場合であって、6(2)(オプトアウトに関する原則)各号のうち、第三者への提供を行う対象事業者の氏名又は名称、住所、法人等の代表者の氏名に変更があったとき、又はオプトアウトによる第三者への提供をやめたときは遅滞なく、第三者に提供される個人データの項目、第三者に提供される個人データの取得の方法、第三者への提供の方法、本人の求めを受け付ける方法、第三者に提供される個人データの更新の方法及び個人データの第三者への提供を開始する予定日を変更しようとするときはあらかじめ、その内容について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。なお、対象事業者は、6(3)(オプトアウトに関する事項の変更等)に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表するものとする。

(4) 第三者に該当しない場合

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、6(1)(第三者提供の制限の原則)及び6(2)(オプトアウトの原則)の適用については、第三者に該当しないものとする。

- 1 対象事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- 2 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- 3 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

次の① から ③ までの場合については、個人データの提供先は対象事業者とは別の主体として

形式的には第三者に該当するものの、本人との関係において提供主体である対象事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者に該当しないものとする。

このような要件を満たす場合には、対象事業者は、6(1)(第三者提供の制限の原則)、6(2)(オプトアウトに関する原則)及び6(3)(オプトアウトに関する事項の変更等)までの規定に関わらず、あらかじめ本人の同意の取得又はオプトアウトを行うことなく、個人データを提供することができる。

①委託

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託する場合。

個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託する場合は、当該提供先は第三者に該当しない。当該提供先は、委託された業務の範囲内でのみ、本人との関係において提供主体である対象事業者と一体のものとして取扱われることに合理性があるため、委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない。

対象事業者には、委託先に対する監督責任が課される。

②事業の承継

合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合。

合併、会社分割、事業譲渡等、事業が承継されることに伴い、当該事業に係る個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。

事業の承継後も、個人データが当該事業の承継により提供される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。

事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合も、本項に該当し、あらかじめ本人の同意を得ることなく又はオプトアウト手続を行うことなく、個人データを提供することができるが、当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結しなければならない。

③共同利用

特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合であって、その旨及びに共同して利用されるデータの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目

的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

特定の者との間で共同して利用する場合であって、次の(Ⅰ)から(Ⅴ)までの情報を、提供に当たりあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときには、当該提供先は、本人から見て、当該個人データを当初提供した事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考えられることから、第三者に該当しない。

(Ⅰ) 共同利用をする旨

(Ⅱ) 共同して利用される個人データの項目

事例1) 氏名、住所、電話番号

事例2) 氏名、商品購入履歴

(Ⅲ) 共同して利用する者の範囲

共同利用の趣旨は、本人から見て、当該個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲で当該個人データを共同して利用することである。したがって、共同利用者の範囲については、本人がどの事業者まで将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要がある。

なお、当該範囲が明確である限りにおいては、事業者の名称等を個別にすべて列挙する必要はないが、本人がどの事業者まで利用されるか判断できるようにしなければならない。

(Ⅳ) 利用する者の利用目的

共同利用は、個人データを共同して利用しようとする全ての事業者が、共同して利用する個人データについて、あらかじめ、利用目的を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限って行うことができる。

したがって、対象事業者は、個人データを共同利用する場合には、個人情報の取得時に、共同して利用する個人データについて、その利用目的を全て、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていなければならない。

利用目的が個人データの項目によって異なる場合には区別して記載することが望ましい。

(Ⅴ) 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

個人データの管理について責任を有する者とは、開示等の請求及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全

管理等個人データの管理について責任を有する者をいう。

ここでいう「責任を有する者」とは、共同して利用するすべての事業者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する者をいい、共同利用者のうち一事業者の内部の担当責任者をいうものではない。

また、個人データの管理について責任を有する者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、共同利用者間で利用している個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

また、既に対象事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内である必要がある。その上で、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用するかどうかを判断し、対象事業者が特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。

共同利用の対象となる個人データの提供については、必ずしも全ての共同利用者が双方向で行う必要はなく、一部の共同利用者に対し、一方向で行うこともできる。

共同利用か委託かは、個人データの取り扱いの形態によって判断されるものであって、共同利用の範囲に委託先事業者が含まれる場合であっても委託先との関係は、共同利用となるわけではなく、委託先の監督責任を免れるわけでもない。

なお、共同利用を実施する場合には、共同利用者における責任等を明確にし円滑に実施する観点から、(I)から(V)までの情報のほか、例えば、次の(ア)から(カ)までの事項についても、あらかじめ取り決めておくことが望ましい。

(ア)共同利用者の要件(グループ会社であること、特定のキャンペーン事業の一員であること等、共同利用による事業遂行上の一定の枠組み)

(イ)各共同利用者の個人情報取扱責任者、問合せ担当者及び連絡先

(ウ)共同利用する個人データの取扱いに関する事項

- ・個人データの漏えい等防止に関する事項
- ・目的外の加工、利用、複写、複製等の禁止
- ・共同利用終了後のデータの返還、消去、廃棄に関する事項

(エ) 共同利用する個人データの取扱いに関する取決めが遵守されなかった場合の措置

(オ) 共同利用する個人データに関する事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

(カ) 共同利用を終了する際の手続

対象事業者は、個人データを共同利用する場合において、「個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に変更があったときは遅滞なく、当該変更後の内容について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。また、「共同利用する者の利用目的」については、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に範囲内で変更することができ、「個人データの管理について責任を有する者」についても変更することができるが、いずれも変更する前に、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(5) 外国にある第三者への提供の制限

- 1 対象事業者は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下、同様とする。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下、同様とする。)にある第三者(個人データの取扱いについて法第4章第2節の規定により対象事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下、同様とする。)に個人データを提供する場合には、6(1)(第三者提供の制限の原則)各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、6(1)(第三者提供の制限の原則)から6(4)(第三者に該当しない場合)までの規定は、適用しない。
- 2 対象事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 対象事業者は、個人データを外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

対象事業者は、外国にある第三者に個人データを提供する場合にあたっては、以下のいずれかに該当する場合を除き、本6(5)(外国にある第三者への提供の制限)に基づいてあらかじめ「外

国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要がある。

- ①当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報制度を有している国として、施行規則で定める国にある場合。

個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国は、EU 及び英国が該当する。ここでいう EU とは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」(平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号)に定める国を指す(ただし、英国は含まない。)。

- ②当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として以下の基準に適合する体制を整備している場合

- (I) 対象事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- (II) 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

(I)の「適切かつ合理的な方法」とは、個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法である必要がある。例えば、外国にある事業者对个人データの取扱いを委託する場合であれば、提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等であり、同一の企業グループ内で個人データを移転する場合であれば、提供元及び提供先に共通して適用される内規、プライバシーポリシー等がこれに該当する。

また、アジア太平洋経済協力(APEC)の越境プライバシールール(CBPR)システム(※)の認証を取得している事業者は、その取得要件として、第三者に個人情報を取り扱わせる場合においても、CBPR 認証取得事業者が本人に対して負う義務が同様に履行されることを確保する措置を当該第三者との間で整備する必要があるとされている。

したがって、提供元の対象事業者がCBPR 認証を取得しており、提供先の「外国にある第三者」が対象事業者に代わって個人情報を取り扱う者である場合には、対象事業者が CBPR の認証の取得要件を充たすことも、本人が同意に係る判断を行うための情報提供として掲げる事項のうち、(II)の「適切かつ合理的な方法」の一つであると解される。

(※)【アジア太平洋経済協力(APEC)の越境プライバシールール(CBPR)システム】

事業者の APEC プライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。APEC の参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた国がアカウントビリティエージェント(AA)を登録する。この AA が事業者について、その申請に基づき APEC プライバシーフレームワークへの適合性を認証する。

また、提供先の第三者が、CBPR の認証を取得している事業者である場合には、当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として規定する基準のうち、「個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること」が該当する。

ただし、この措置を講じなければならない対象は、実際に提供を行った「当該個人データ」であることから、提供先で取り扱っている他の個人情報の取扱いについてまで当該措置を講ずることが求められているものではない。

③6(1)(第三者提供の制限の原則)各号のいずれかに該当する場合

なお、ここでいう本人の同意とは、本人の個人データが、対象事業者によって外国にある第三者に提供されることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。本人の同意を取得する場合には、事業の性質及び個人データの取扱状況に応じ、当該本人が当該同意に係る判断を行うために必要と考えられる方法によらなければならない。情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他適切な方法とする。

また、当該本人が当該同意に係る判断を行うための情報の提供は、次に掲げる事項についておこなうものとする。

(I) 当該外国の名称

本人の同意を得ようとする時点において、当該外国の名称が特定できない場合には、次に掲げる事項について情報提供を行わなければならない。

(ア) 当該外国の名称が特定できない旨及びその理由

(イ) 当該外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

(II) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認しなければならないが、例えば、提供先の外国にある第三者に対して照会する方法や、我が国又は外国の行政機関等が公表している

情報を確認する方法等が適切かつ合理的な方法に該当する。

提供先の第三者が所在する外国における個人情報の保護に関する制度と我が国の法との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報でなければならず、当該外国における制度のうち、提供先の外国にある第三者に適用される制度に限られる。

(III) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置と我が国の法により個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報でなければならない。具体的には、当該第三者において、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置(本人の権利に基づく請求への対応に関する措置を含む。)を講じていない場合には、当該講じていない措置の内容について、本人が合理的に認識できる情報が提供されなければならない。

本人の同意を得ようとする時点において、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報を提供できない場合には、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

(6) 第三者提供に係る記録の作成等

- | |
|---|
| <p>1 対象事業者は、個人データを第三者(国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く。以下、同様とする。)に提供したときは、以下の事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が6(1)(第三者提供の制限の原則)又は6(4)(第三者に該当しない場合)いずれかに該当する場合、6(5)(外国にある第三者への提供の制限)の規定による個人データの提供にあつては、6(1)のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>1) 当該個人データを提供した年月日。ただし、6(1)又は6(5)の本人の同意を得ている場合はその旨</p> <p>2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)</p> <p>3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項</p> <p>4) 当該個人データの項目</p> <p>2 対象事業者は、1 の記録を、当該記録を作成した日から以下の期間保存しなければならない。</p> <p>1) 本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供</p> |
|---|

した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録を行わなければならない事項が記載されているときは、当該書面をもって当該事項に関する記録に代える場合は、最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間

2) 当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれる場合は、最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間

3) 1)2)以外の場合 3年

3 対象事業者は、個人データの第三者への提供にあたって、第三者から個人データによる確認が行われた場合には、当該第三者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

対象事業者は、個人データを第三者に提供したときは、個人データの提供に関する記録を作成しなければならない。

記録の作成は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。対象事業者は、当該記録を、記録を作成した日から3年間保存しなければならない。

ただし、対象事業者は、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。この場合に、対象事業者は、最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間、当該記録を保存しなければならない。

また、対象事業者が、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録を行わなければならない事項が記載されているときは、当該書面をもって当該事項に関する記録に代えることができる。この場合に、対象事業者は、最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間、当該記録を保存しなければならない。

対象事業者が記録を行わなければならない事項は以下のとおりである。

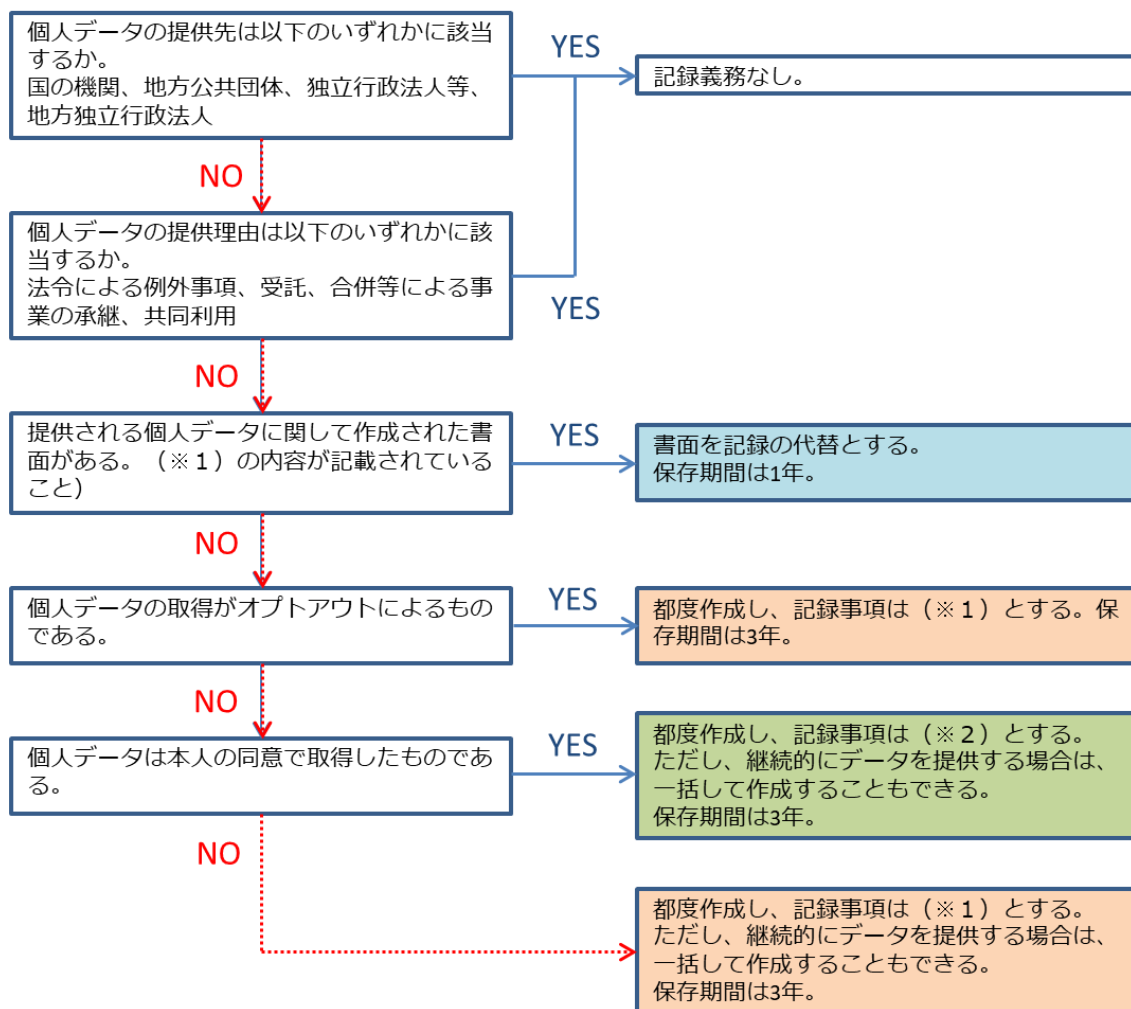
- ① 6(1)(第三者提供の制限の原則)又は6(5)(外国にある第三者への提供の制限)の本人の同意を得ている旨
オプトアウトによる第三者提供の場合は当該個人データを提供した年月日
- ② 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項(不特定かつ多数

の者に対して提供したときは、その旨)

③当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

④当該個人データの項目

提供元の記録義務（国内間）



(※1)の記録事項

提供した年月日、提供先の氏名等、提供される本人の氏名等、個人データの項目

(※2)の記録事項

本人の同意、提供先の氏名等、提供される本人の氏名等、個人データの項目

※当該参考図は、基本的な考え方を表したものであり、形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、解釈により記録義務が課されない場合がある。

＜提供元の記録事項＞

	提 供 年 月 日	第 三 者 の 氏 名 等	本 人 の 氏 名 等	個 人 デ ー タ の 項 目	本 人 の 同 意
オプトアウトによる 第三者提供	○	○	○	○	
本人の同意による 第三者提供		○	○	○	○

(7) 第三者提供を受ける際の確認等

1 対象事業者は、第三者

から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が6(1)又は6(4)のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人)の氏名
- 2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 1の第三者は、対象事業者が1の規定による確認を行う場合において、当該対象事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

3 対象事業者は、1の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

1) 6(1)の本人の同意を得ている旨

オプトアウトによる第三者提供を受ける場合は個人データの提供を受けた年月日

- 2) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人)の氏名
- 3) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 4) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

5) 当該個人データの項目

6) 法の規定により公表されている旨(オプトアウトによる第三者提供を受ける場合に限る。)

4 対象事業者は、3 の定めによる記録を、当該記録を作成した日から以下に定める期間保存しなければならない。

1) 本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録を行わなければならない事項が記載されているときは、当該書面をもって当該事項に関する記録に代えるとき最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間

2) 当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるとき最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して 3 年を経過する日までの間

3) 1)2)以外の場合 3 年

対象事業者は、第三者から個人データの提供を受けるにあたっては、確認を行わなければならない。具体的には

- ①当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名を個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法により、確認をする必要がある。
- ②当該第三者による当該個人データの取得の経緯個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法により、確認をする必要がある。

ただし、対象事業者が、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に6(7)(第三者提供を受ける際の確認)1 及び(第三者提供を受ける際の確認等)2 の方法による確認(ただし、記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている事項の確認については、当該事項の内容と当該提供に係る本4(7)1-1)及び 1-2)に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

対象事業者は、第三者から個人データの提供を受けるときには、個人データの提供に関する記録を作成しなければならない。記録の作成は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法による。

対象事業者は、記録の作成は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。対象事業者は、当該記録を、記録を作成した日から 3 年間保存をしなければならない。

ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けたとき、又は当該第三者から個人データを継続的に若しくは反復して提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。この場合に、対象事業者は、当該記録を、記録を作成した日から 3 年間保存をしなければならない。

対象事業者が記録を行わなければならない事項は以下のとおりである。

(I) 6(1)の本人の同意を得ている旨

オプトアウトの場合は当該個人データの提供を受けた年月日

(II) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団
体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人)の氏名

(III) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

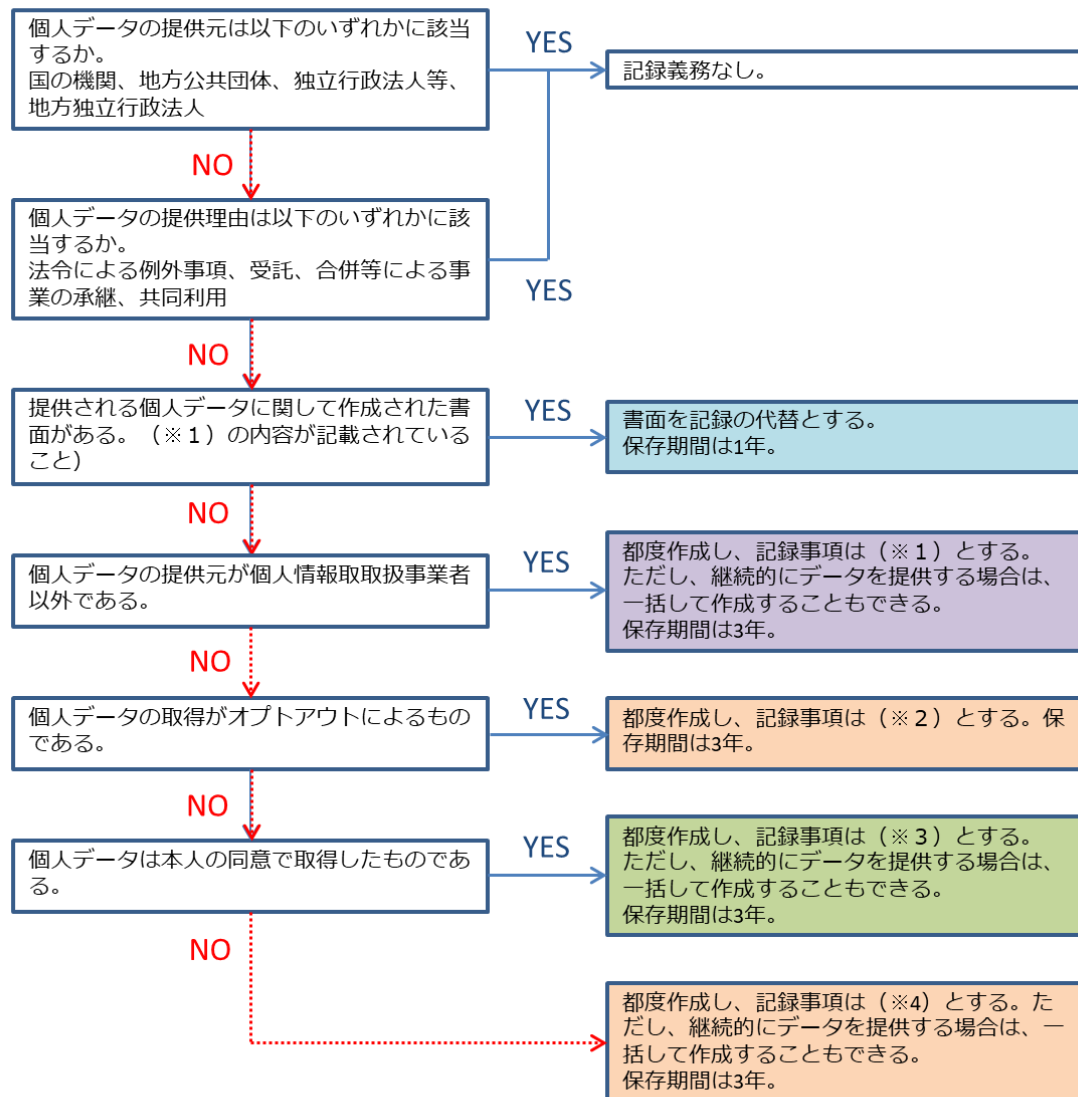
(IV) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事
項

(V) 当該個人データの項目

(VI) オプトアウトによる個人データの第三者提供を受けた場合は、当該提供者による届出が
個人情報保護委員会によって公表されている旨

ただし、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録を行わなければならない事項が記載されているときは、当該書面をもって当該事項に関する記録に代えることができる。この場合に、対象事業者は、最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して 1 年を経過する日までの間、保存しなければならない。

受領者の記録義務（国内間）



（※1）の記載事項

提供元の氏名等、識別される本人の氏名等、個人データの項目

（※2）の記録事項

提供された年月日、提供元の氏名等（法人は代表者名、団体は管理者名）

提供される本人の氏名等、個人データの項目、法第23条第4項の規定により公表されている旨

（※3）の記録事項

本人の同意、提供元の氏名等（法人は代表者名、団体は管理者名）

提供される本人の氏名等、個人データの項目

（※4）の記録事項

提供された年月日、提供元の氏名等（法人は代表者名、団体は管理者名）

提供される本人の氏名等、個人データの項目

※当該参考図は、基本的な考え方を表したものであり、形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、解釈により記録義務が課されない場合がある。

＜受領者の記録事項＞

	提供を受けた年月日	第三者の氏名等	取得の経緯	本人の氏名等	個人データの項目	個人情報保護委員会による公表	本人の同意等
オプトアウトによる 第三者提供	○	○	○	○	○	○	
本人の同意による 第三者提供		○	○	○	○		○
私人などからの 第三者提供		○	○	○	○		

7. 個人関連情報の第三者提供の制限等

- 1 個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 2 個人関連情報を取扱う対象事業者は、提供先の第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下、同様とする。）を個人データとして取得することが想定されるときは、6（1）（第三者提供の制限の原則）各号に掲げる場合を除き、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を第三者に提供してはならない。
 - 1）当該第三者が対象事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
 - 2）外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 3 対象事業者が前項の規定による確認を行う場合において、前項の第三者は、当該対象事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならないこととされている。また、対象事業者が前項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人関連情報を提供した年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成すると共に、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

個人関連情報の第三者提供の制限は、個人関連情報を取扱う対象事業者による個人関連情報の第三者提供一般に適用されるものではなく、提供先の第三者が個人関連情報を「個人データとして取得することが想定されるとき」に適用されるものである。そのため、個人関連情報の提供を行う個人関連情報を取扱う対象事業者は、提供先の第三者との間で、提供を行う個人関連情報の項目や提供先の第三者における個人関連情報の取扱い等を踏まえた上で、それに基づいて法の適用の有無を判断する。

「個人データとして取得する」とは、提供先の第三者において、個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして利用しようとする場合をいう。

提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、ID等を介して提供先が保有する他の個人デ

ータに付加する場合には、「個人データとして取得する」場合に該当する。

提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人データとの容易照合性が排除しきれないとしても、ここでいう「個人データとして取得する」場合には直ちに該当しない。

「想定される」とは、提供元の個人関連情報を扱う対象事業者事業者において、提供先の第三者が「個人データとして取得する」ことを現に想定している場合、又は一般人の認識(※)を基準として「個人データとして取得する」ことを通常想定できる場合をいう。

(※)ここでいう「一般人の認識」とは、同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を前提とする認識をいう。

個人関連情報の提供先が外国にある第三者である場合には、本人の同意が得られていることを確認するに当たって、当該同意が得られていることに加え、当該同意を得ようとする時点において次の(1)から(3)までの情報が当該本人に提供されていることを確認しなければならない。それぞれの具体的な内容については、6(5)(外国にある第三者への提供の制限)の説明を参照。

- (1) 当該外国の名称
- (2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
- (3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

なお、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、本人同意の取得時に上記の(1)から(3)までの情報が提供されていることを確認する必要はない。①及び②の具体的な内容については、6(5)(外国にある第三者への提供の制限)の説明を参照。

- ① 当該第三者が個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国にある場合
- ② 当該第三者が個人情報取扱事業者の講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している場合

ただし、②の基準に適合する体制を整備している第三者に個人関連情報の提供を行った場合には、対象事業者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずる。(6(5)(外国にある第三者への提供の制限)第3項参照)。

本人から同意を得る主体は、原則として提供先の第三者となり、対象事業者が本人から同意を得る主体である場合、書面の提示を受ける方法その他の適切な方法によって必要な情報の提供が行われていることを確認しなければならない。

なお、複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報を提供する場合において、同一の内容である事項を重複して確認する合理性はないため、既に個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること、外国にある第三者への提供にあっては、参考となるべき情報が当該本人に提供されていることにより確認を行い、提供元における記録義務に規定する方法により作成し、かつ、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができる。

<提供元の記録事項>

	提 供 年 月 日	第 三 者 の 氏 名 等	本 人 の 氏 名 等	個 人 デ ー タ (個人関連情報)の項目	本 人 の 同 意 等 (※)
個人関連情報の 第三者提供	○	○		○	○
(参考) 本人の同意 による第三者提供		○	○	○	○
(参考) オプトアウト による第三者提供	○	○	○	○	

8. 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等

(1) 保有個人データに関する事項の本人への周知

対象事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- 1 当該対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 全ての保有個人データの利用目的（ただし、3（5）（利用目的の通知をしなくてよい場合）1～3の場合を除く。）
- 3 8（2）（保有個人データの利用目的の通知）、8（3）（保有個人データ及び第三者提供記録の開示）、8（4）（保有個人データの訂正、追加または削除）、又は8（5）（保有個人データの利用停止等）の規定による請求に応じる手続（8（8）（手数料）の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
- 4 法第23条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
- 5 対象事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 6 認定個人情報保護団体である当団体の対象事業者は、当団体の名称及び苦情の解決の申出先

当該安全管理のために講じた措置は、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況（取り扱う保有個人データの性質及び量を含む。）、保有個人データを記録した媒体等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。このため、当該措置の内容は対象事業者によって異なり、本人の知り得る状態に置く安全管理のために講じた措置の内容についても対象事業者によって異なる。

なお、本人の知り得る状態については、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含むため、講じた措置の概要や一部をホームページに掲載し、残りを本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うといった対応も可能であるが、例えば、通則ガイドラインに沿って安全管理措置を実施しているといった内容の掲載や回答のみでは適切ではない。

対象事業者は、当団体の名称及び連絡先等認定個人情報保護団体の表記について、対象事業者であることを辞退すべく届出た場合は、速やかに認定個人情報保護団体に係る全ての表記を削除しなければならない。

(2) 保有個人データの利用目的の通知

- 1 対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 1) 8(1)の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - 2) 3(5)(利用目的の通知等をしなくてよい場合)に該当する場合
- 2 対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときに、通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(3) 保有個人データの開示

- 1 本人は、対象事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。
- 2 対象事業者は、1 の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該対象事業者の定める方法のうち当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合及び開示が困難である場合は書面の交付による方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
 - 1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 2) 当該対象事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 3) 他の法令に違反することとなる場合
- 3 対象事業者は、1 の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 4 他の法令の規定により、本人に対し 2 に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、1 及び 2 の規定は、適用しない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る6(6)(第三者提供

に係る記録の作成等)1 及び6(7)(第三者提供を受ける際の確認等)3 の記録について、準用する。ただし、次に掲げる事項を除く。

- 1) 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- 2) 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- 3) 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- 4) 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(存在しないときにはその旨を知らせることを含む。)の請求を受けたときは、本人に対し、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該対象事業者の定める方法のうち本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

電磁的記録の提供による方法については、対象事業者がファイル形式や記録媒体などの具体的な方法を定めることができるが、開示請求等で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、可読性・検索性のある形式による提供や、技術的に可能な場合には、他の事業者へ移行可能な形式による提供を含め、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましい。

ただし、8(3)(保有個人データ及び第三者提供記録の開示)第2項に基づき、保有個人データを開示することにより次の1)から3)までのいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、これにより開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る保有個人データが存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

- 1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 2) 対象事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 3) 他の法令に違反することとなる場合

他の法令の規定により、別途開示の手続きが定められている場合には、当該別途の開示手続きが優先されることとなる。

なお、雇用管理情報の開示の求めに応じる手続については、対象事業者は、あらかじめ、労働組合等と必要に応じ協議した上で、本人から開示を求められた保有個人データについて、その全部又は一部を開示することによりその業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当するとして非開示とすることが想定される保有個人データの開示に関する事項を定め、労働者等に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

(4) 保有個人データの訂正、追加または削除

- 1 本人は、対象事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。
- 2 対象事業者は、1 の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 3 対象事業者は、1 の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって、内容の訂正、追加又は削除の請求を受けた場合は、利用目的の達成に必要な範囲で遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、訂正等を行わなければならない。

利用目的からみて訂正等が必要ではない場合、又は保有個人データが誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等を行う必要はない。

対象事業者は、本項の規定に基づき請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を本人に通知しなければならない。

なお、保有個人データの内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合には、本項の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用されることとなる。

(5) 保有個人データの利用停止等

- 1 本人は、対象事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが1(3)(利用目的による制限)、1(4)(事業の承継)、1(5)(利用目的による制限の例外)、2(1)(不適正な利用の禁止)の規定に違反して取り扱われているとき又は3(1)(適正な取得)、3(2)(要配慮個人情報

の取得)の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を請求することができる。

- 2 対象事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、対象事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが6(1)(第三者提供の制限の原則)又は6(5)(外国にある第三者への提供の制限)の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 対象事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 本人は、対象事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該対象事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る5(個人情報等の取扱いにおける事故等の報告について)第1項で規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 6 対象事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 7 対象事業者は、1若しくは5の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は3若しくは5の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

対象事業者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合については、保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならない。

(1) 法違反の場合

対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、1(3)(利用目的による制限)又は1(4)(事業の承継)、1(5)(利用目的による制限の例外)、2(1)(不適正な利用の禁止)の規定に違反して本人の同意なく目的外利用がされている等、3(1)(適正な取得)、3(2)(要配慮個人情報の取得)の規定に違反して偽りその他不正の手段により個人情報が取得され若しくは本人の同意なく要配慮個人情報が取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用停止等の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、利用停止等を行わなければならない。

保有個人データの消去とは、保有個人データを保有個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む。

(2) 法違反の場合の第三者提供の停止

対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、6(1)(第三者提供の制限の原則)又は6(5)(外国にある第三者への提供の制限)の規定に違反して本人の同意なく第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、第三者提供を停止しなければならない。

ただし、本人からの手続違反である旨の指摘が正しくない場合は、利用停止等又は第三者提供を停止する必要はない。

(3) 8(5)(保有個人データの利用停止等)5 の要件を満たす場合の利用停止等又は第三者提供の停止

対象事業者は、次の①から③までのいずれかに該当する場合については、遅滞なく、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならない。

① 利用する必要がなくなった場合

対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データを対象事業者が利用する必要がなくなったという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならない。

② 当該本人が識別される保有個人データに係る5(個人情報等の取扱いにおける事故等の報告について)1 で規定する事態が生じた場合

対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに係る5(個人情報等の取扱いにおける事故等の報告について)1に規定する事態が生じたという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。

5(個人情報等の取扱いにおける事故等の報告について)1に規定する事態とは、法に基づき個人情報保護委員会へ報告が必要となる漏えい等が生じることをいう。

③ 当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。

「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」とは、法目的に照らして保護に値する正当な利益が存在し、それが侵害されるおそれがある場合をいう。

対象事業者は、上記により、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は、第三者提供の停止を行ったとき若しくは第三者提供を停止しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

対象事業者は、本項の定めにかかわらず、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に利用停止に応じる等、本人からの求めにより一層対応していくことが望ましい。

(6) 理由の説明

対象事業者は、次に掲げる事項について、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置を取らない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明しなければならない。

- 1 保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたとき
- 2 保有個人データ及び第三者提供記録の全部又は一部について、開示しない旨の決定をしたとき
- 3 保有個人データの全部又は一部について、訂正等を行ったとき又は行わない旨の決定をしたとき
- 4 保有個人データの全部又は一部について、利用停止等を行ったとき、若しくは利用停止等を行

わない旨の決定をしたとき、又は第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたとき

対象事業者は、1 から 4 において、本人から求められ又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対して、その理由を説明しなければならない。

(7) 開示等の請求等に応じる手続

- 1 対象事業者は、次に掲げる本指針の規定による請求（以下「開示等の請求等」という。）に関し、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。
 - 1) 8(2)(保有個人データの利用目的の通知)
 - 2) 8(3)(保有個人データの開示)
 - 3) 8(4)(保有個人データの訂正、追加または削除)
 - 4) 8(5)(保有個人データの利用停止等)
- 2 対象事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、対象事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 対象事業者は、代理人からの開示等の請求等に応じなければならない。
- 4 対象事業者は、1 から 3 までに基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。
- 5 1 の規定により対象事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。
 - 1) 開示等の請求等の申出先
 - 2) 開示等の請求等の際して提出すべき書面の様式（電磁的記録を含む。）その他の開示等の請求等の方式
 - 3) 開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法
 - 4) 手数料の徴収方法
- 6 3 の規定により開示等の請求等を行うことができる代理人は、次に掲げる者とする。
 - 1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

2) 開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人

対象事業者は、開示等の請求等を求め又は受け付ける方法として次の①から④までの事項を定めることができる。

- ① 開示等の請求等の申出先
- ② 開示等の請求等に際して提出すべき書面(電磁的記録を含む。)の様式、その他の開示等の請求等の受付方法
- ③ 開示等の請求等をする者が本人又はその代理人(未成年者又は成年被後見人の法定代理人である場合、又は開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人)であることの確認の方法
- ④ 保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データ又は第三者提供記録の開示をする際に徴収する手数料の徴収方法

対象事業者は、開示等の請求等を受け付ける方法を定めるに当たっては、当該手続が、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて適切なものになるよう配慮するとともに、必要以上に煩雑な書類を書かせたり、請求等を受け付ける窓口を他の業務を行う拠点とは別にいたずらに不便な場所に限定したりする等、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

開示等の請求等を受け付ける方法を定めた場合には、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置いておかなければならない。

対象事業者が、開示等の請求等を受け付ける方法を合理的な範囲で定めたときは、本人は、当該方法に従って開示等の請求等を行わなければならないが、当該方法に従わなかった場合は、対象事業者は当該開示等の請求等を拒否することができる。

対象事業者は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データの特定に必要な事項(住所、ID、パスワード、会員番号等)の提示を求めることができる。なお、その際には、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は第三者提供記録の特定に資する情報を提供するなど、本人の利便性を考慮しなければならない。

また、上記③本人又はその代理人であることの確認の方法については、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて、適切なものでなければならないが、本人確認のために事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないように

するなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。

代理人による来所や送付等の場合にあつては、確認書類として、本人及び代理人について、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印等が考えられるほか、代理人について、代理権を与える旨の委任状（親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し。成年後見人が成年被後見人の法定代理人であることを示す場合は、登記事項証明書）が考えられる。

なお、開示等の請求が到達した日から2週間を経過するまでに対象事業者が適切に対応しなかった場合、又は請求を拒否した場合には、請求を行った者は裁判に訴えることができるようになる。

（８）手数料

- １ 対象事業者は、８（２）（保有個人データの利用目的の通知）の規定による利用目的の通知を求められたとき又は開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。
- ２ 対象事業者は、１により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

対象事業者は、保有個人データの利用目的の通知を求められ、又は保有個人データ若しくは第三者提供記録の開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料の額を定め、これを徴収することができる。

当該手数料の額を定めた場合には、８（１）（保有個人データに関する事項の本人への周知）の規定により本人の知り得る状態に置いておかなければならない。

また、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

9. 個人情報の取扱いに関する苦情の処理

- 1 対象事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行わなければならない。
- 2 対象事業者は、1 の目的を達成するために必要な体制の整備を行わなければならない。

対象事業者は、自社の保有個人情報に関する苦情の申出先及び認定個人情報保護団体である当団体の名称及び苦情解決の申出先を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

対象事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行わなければならない。苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、必要な体制の整備とは、具体的には、苦情処理窓口の設置、苦情処理担当者の任命や苦情処理の手順を定めること等が考えられる。

なお、対象事業者は、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する自社の苦情の申出先と共に、当団体の名称及び苦情解決の受付窓口の名称と連絡先を本人の知り得る状態に置く場合として、対象事業者の Web サイト等へ掲載するときは、以下のような表記をすることが考えられる。

＜苦情処理窓口表記の例＞

（1）当該対象事業者の苦情の申出先

- ・苦情受付窓口の名称
- ・連絡手段及び連絡先

（2）当該対象事業者の消費者等から苦情の解決の申出を受け付ける第三者機関

【個人情報の取り扱いに関する苦情のみを受け付けています】

- ・当団体の名称及び苦情解決の受付窓口の名称
- ・連絡先

◆上記苦情処理窓口の表記にかかる留意点

（ア）苦情処理窓口を記載する場合、必ず自社の窓口を先に記載する。

（イ）上記（2）により当団体の連絡先を記載する場合、対象事業者の商品やサービスの苦情処理窓口と混同しないよう、赤字等で目立つように“個人情報の取り扱いに関する苦情”の解決の申出先であることが分かるようにする。

10. 仮名加工情報取扱事業者等の義務

(1) 仮名加工情報を作成する対象事業者の義務

- 1 対象事業者は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下、同様とする。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。
- 2 対象事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下、同様とする。)を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

(1)-1. 仮名加工情報の適正な加工

対象事業者は、仮名加工情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために、次の①から③に従い、個人情報を加工しなければならない。

- ①個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

想定される加工の事例は、下記の(ア)(イ)等が考えられる。

(ア)会員 ID、氏名、年齢、性別、サービス利用履歴が含まれる個人情報を加工する場合

「氏名を削除する」

(イ)氏名、住所、生年月日が含まれる個人情報を加工する場合

「氏名を削除する」、「住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える」、

「生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月に置き換える。」

- ②個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- ③個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること(当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(1)-2. 削除情報等の安全管理措置

対象事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等を取得したときは、削除情報等(上記①から③の規定に基づき行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。以下、同様とする。)の漏えいを防止するために必要なものとして次の①から③に掲げる内容に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。当該措置の内容は、対象となる削除情報等が漏えいした場合における個人の権利利益の侵害リスクの大きさを考慮し、当該削除情報等の量、性質等に応じた内容としなければならない。

- ①削除情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- ②削除情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- ③削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(2) 個人情報である仮名加工情報の取扱いに関する義務

- 1 対象事業者は、1(3)。(利用目的による制限)、1(4) (事業の承継)、1(5) (利用目的による制限の例外)の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、1(1) (利用目的の特定)1の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情報であるもの)に限る。以下、本項において同様とする。)を取り扱ってはならない。
- 2 対象事業者は、仮名加工情報について、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、公表しなければならない。また、仮名加工情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を公表しなければならない。
- 3 1(2) (利用目的の変更)2、3(3) (利用目的の通知又は公表)及び3(4) (直接書面等による取得)の規定は、次に掲げる場合については、仮名加工情報について適用しない。(ア)利用目的を公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、(イ)利用目的を公表することにより当該対象事業者の権利又は正当な利益を侵害するおそれがある場合、(ウ)国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、(エ)取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
- 4 対象事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなった

ときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、4(1)(データ内容の正確性の確保等)の規定は、適用しない。

5 対象事業者は、6(1)(第三者提供の制限の原則)、6(2)(オプトアウトに関する原則)、6(5)(外国にある第三者への提供の制限)の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。

6 次に掲げる場合において、当該仮名加工情報である個人データの提供を受ける者は、前項の適用については第三者に該当しないものとする。特定の者との間で共同して利用される仮名加工情報である個人データを当該特定の者に提供する場合であって、その旨並びに共同して利用される仮名加工情報である個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該仮名加工情報である個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、公表しているとき。

7 対象事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

8 対象事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、以下 1)から 3)の個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

- 1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
- 2) 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
- 3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、1(2)(利用目的の変更)1、3(3)(利用目的の通知又は公表)、3(5)(利用目的の通

知等をしなくてよい場合)、5(個人情報等の取扱いにおける事故等の報告について)、6(4)③(共同利用)及び8(保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等)の規定は、適用しない。

10 対象事業者による仮名加工情報の取扱いについては、前各項の規定のほか、次の 1)から 6)までの義務等が課される。

- 1) 不適正利用の禁止
- 2) 適正取得
- 3) 安全管理措置
- 4) 従業者の監督
- 5) 委託先の監督
- 6) 個人情報の取扱いに関する苦情処理

(2)-1. 利用目的による制限

対象事業者、法令に基づく場合を除くほか、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報である仮名加工情報を取り扱ってはならない。「法令に基づく場合」以外の場合において、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報である仮名加工情報を取り扱う場合には、あらかじめ利用目的を変更する必要がある。

(2)-2. 利用目的の公表

対象事業者は、個人情報である仮名加工情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を公表しなければならない。また、利用目的の変更を行った場合には、変更後の利用目的を公表しなければならない。

対象事業者が、自らが保有する個人情報の一部を削除する等の加工を行ったに過ぎない場合は、ここでいう個人情報の「取得」には該当しない。そのため、対象事業者が、自らが保有する個人情報を加工して仮名加工情報を作成した場合には、当該仮名加工情報が個人情報に当たる場合でも、ここでいう個人情報である仮名加工情報の「取得」には該当しない。

(2)-3. 利用する必要がなくなった場合の消去

対象事業者は、保有する仮名加工情報である個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該仮名加工情報である個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となり、当該事業の再開の見込みもない場合等は、当該仮名加工情報である個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

また、保有する削除情報等について利用する必要がなくなったときは、当該削除情報等を遅滞なく消去するように努めなければならない。

(2)-4. 第三者提供の禁止等

対象事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。ただし、次の①から③までの場合については、仮名加工情報である個人データの提供先は対象事業者とは別の主体として形式的には第三者に該当するものの、提供主体の対象事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者には該当しないものとする。そのため、このような要件を満たす場合には、仮名加工情報である個人データを提供することができる。

対象事業者は、仮名加工情報である個人データを共同利用する場合において、「仮名加工情報である個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に変更があったときは遅滞なく、当該変更後の内容について、公表しなければならない。また、「共同利用する者の利用目的」については、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に範囲内で変更することができ、「仮名加工情報である個人データの管理について責任を有する者」についても変更することができるが、いずれも変更する前に、公表しなければならない。

なお、法令に基づく場合又は次の①から③までのいずれかの場合における仮名加工情報である個人データの提供については、確認・記録義務は課されない。

- ① 委託
- ② 事業の承継
- ③ 共同利用

(2)-5. 識別行為の禁止

対象事業者が個人情報である仮名加工情報を取り扱う場合には、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別する目的で、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。例えば、複数の仮名加工情報を組み合わせて統計情報を作成すること等は識別行為にあたらないが、保有する個人情報と仮名加工情報について、共通する記述等を選別してこれらを照合することは、識別行為に該当するため、行ってはならない。

(2)-6. 本人への連絡等の禁止

対象事業者は、個人情報である仮名加工情報を取り扱う場合には、電話をかけ、郵便若しくは信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居

を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報の利用を行ってはならない。

電磁的方法とは、電子メールを送信する方法のほか、受信する者を特定した上で情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法であり、他人に委託して行う場合を含む。受信する者を特定した上で情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法としては、いわゆる SNS のメッセージ機能によりメッセージを送信する方法や CookieID を用いて受信する者を特定した上で、当該受信者に対して固有の内容のインターネット広告を表示する方法等がある。

(2)-7. 適用除外

仮名加工情報(個人情報であるもの)、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データの取扱いについては、次の①から③までの規定が適用されない。

① 利用目的の変更

仮名加工情報(個人情報であるもの)については、1(2)(利用目的の変更)1 は適用されないため、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超える利用目的の変更も認められる。

② 漏えい等の報告等

仮名加工情報である個人データについては、5(個人情報等の取扱いにおける事故等の報告について)は適用されないため、仮名加工情報である個人データについて漏えい等が発生した場合でも、5.(個人情報等の取扱いにおける事故等の報告について)に基づく報告や本人への通知は不要である。

ただし、仮名加工情報の作成の元となった個人データ又は氏名と仮 ID の対応表のような削除情報等(個人データであるもの)についての漏えい等及び事故等が発生した場合において、当該漏えい等及び事故等が 5.(個人情報等の取扱いにおける事故等の報告について)に定める要件を満たす場合には、報告や本人通知の対象となる。

③ 本人からの開示等の請求等

仮名加工情報である保有個人データについては、8(保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等)の規定は適用されないため、仮名加工情報である保有個人データについては、これらの規定に基づく本人からの開示等の請求等の対象とならない。

ただし、対象事業者が仮名加工情報の作成の元となった保有個人データを引き続き保有している場合、当該保有個人データ については、本人からの開示等の請求等の対象となる。

(2)-8. その他の義務等

対象事業者による仮名加工情報(個人情報であるもの)及び仮名加工情報である個人データの取扱いについては、9 までの規定のほか、10 に記載の義務等が課される。また、仮名加工情報である個人データについては、確認・記録義務に関する6(6)(第三者提供に係る記録の作成等)及び6(7)(第三者提供を受ける際の確認等)の適用対象となる。もっとも、法第 41 条第 6 項により、仮名加工情報である個人データの第三者提供の禁止の例外は、法令に基づく場合又は委託、事業承継若しくは共同利用に伴って提供される場合に限定されているところ、これらの場合には、確認・記録義務は課されないこととされている(法第 41 条第 6 項により読み替えて適用される法第 29 条第 1 項ただし書及び第 30 条第 1 項ただし書)。

対象事業者は、個人データを共同利用する場合において、「個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に変更があったときは遅滞なく、当該変更後の内容について、公表しなければならない(仮名加工情報でない場合は、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない」)。また、「共同利用する者の利用目的」については、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に範囲内で変更することができ、「個人データの管理について責任を有する者」についても変更することができるが、いずれも変更する前に、公表しなければならない(仮名加工情報でない場合は、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない」)。

(3) 個人情報でない仮名加工情報の取扱いに関する義務

- 1 対象事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。この文において同じ。)を第三者に提供してはならない。
- 2 次に掲げる場合において、当該仮名加工情報の提供を受ける者は、前項の適用については、第三者に該当しないものとする。①対象事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において仮名加工情報の取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該仮名加工情報が提供される場合、②合併その他の事由による事業の承継に伴って仮名加工情報が提供される場合、③特定の者との間で共同して利用される仮名加工情報が当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される仮名加工情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該仮名加工情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、公表しているとき。
- 3 対象事業者は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他の仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 4 対象事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 5 4(3)(従業員の監督)、4(4)(委託先の監督)、9(個人情報の取扱いに関する苦情処理)及び10(2)(個人情報である仮名加工情報の取扱いに関する義務)第8項の規定は、対象事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。

(3)-1. 第三者提供の禁止①

対象事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下、同様とする。)を第三者に提供してはならない。

(3)-2. 第三者提供の禁止②

委託、事業承継又は共同利用により仮名加工情報の提供を受ける者は、提供主体の対象事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者には該当しないものとする。そのため、委託、事業承継又は共同利用による場合は、仮名加工情報を提供することができる。

対象事業者は、仮名加工情報を共同利用する場合において、「仮名加工情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に変更があったときは遅滞なく、当該変更後の内容について、公表しなければならない。また、「共同利用する者の利用目的」については、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に範囲内で変更することができ、「仮名加工情報の管理について責任を有する者」についても変更することができるが、いずれも変更する前に、公表しなければならない。

(3)-3. その他の義務等

対象事業者による仮名加工情報の取扱いについては、安全管理措置、苦情処理、識別行為の禁止、本人への連絡等の禁止の各義務等が課される。

共同利用事項の変更については、(2)-8.(その他の義務等)と同様である。

11. 匿名加工情報取扱事業者等の義務

(1) 対象事業者の匿名加工情報の取扱い

1. 対象事業者は、匿名加工情報(匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下、同様とする。)の加工、安全管理措置等、公表、第三者提供、識別行為の禁止その他匿名加工情報の取扱いに関する法律上の義務を遵守しなければならない。
2. 対象事業者が、匿名加工情報を作成した場合又は匿名加工情報を取り扱う場合には、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、及び苦情処理等の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じなければならない。

対象事業者は、匿名加工情報を取り扱う場合には、法律上の義務を遵守しなければならない。

対象事業者が、匿名加工情報を作成する場合には、匿名加工情報の適切な加工、匿名加工情報の加工方法等情報(匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに11(2)(匿名加工情報の適切な加工)の規定により行った加工の方法に関する情報(その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。))をいう。以下、同様とする。)の安全管理措置、匿名加工情報の作成時の公表、匿名加工情報を第三者提供するときの公表及び明示並びに匿名加工情報を他の情報と照合する行為の禁止等の義務を負う。

また、対象事業者が匿名加工情報取扱事業者である場合には、匿名加工情報を第三者提供するときの公表及び明示並びに匿名加工情報の加工方法等の情報の識別目的での取得及び他の情報と照合する行為の禁止等の義務を負う。

上記に加え、当団体の対象事業者は、対象事業者が、匿名加工情報を作成し、又は匿名加工情報を取り扱う場合には、匿名加工情報の安全管理措置及び苦情処理等の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じなければならない。なお、対象事業者は、上記の苦情の申出先に、対象事業者の苦情の申出先のほか、当団体の名称及び苦情解決の申出先を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

当団体は、対象事業者による匿名加工情報に関する具体的な実態や要望を踏まえ、関係者と議論を通じて、対象事業者の匿名加工情報の適切な加工方法について検討を行っていくものとする。なお、当団体において議論がなされた匿名加工情報の取扱いを公表することは、対象事業者の匿名加工情報の適切な取扱いに資するものと考えられる。そこで、当団体においては、参考となり得る匿名加工情報の加工等の取扱いに関する事例とともにリスクレベルにあった多様な保護手段の事例を公表する等の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 匿名加工情報の適切な加工

対象事業者は、匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして、個人情報保護委員会規則の定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

なお、対象事業者は、匿名加工情報の作成に当たっては、個人の識別に係るリスクを分析した上で適切な加工を行うよう努めなければならない。

(3) 匿名加工情報の作成時の公表

- ① 対象事業者は、匿名加工情報を作成したときは、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
- ② 対象事業者が第三者に委託して匿名加工情報を作成した場合は、当該対象事業者が当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を①に規定する方法により公表するものとする。対象事業者が他の個人情報取扱事業者の委託を受けて匿名加工情報を作成した場合は、当該他の個人情報取扱事業者が当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を①に規定する方法により公表するものとする。

(4) 匿名加工情報の安全管理措置等

- ① 対象事業者は、匿名加工情報を作成したときは、加工方法等情報に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして、以下の基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない
 - (Ⅰ) 加工方法等情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること
 - (Ⅱ) 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること
 - (Ⅲ) 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること
- ② 対象事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他

の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じなければならない。また、対象事業者は、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

- ③ 対象事業者が匿名加工情報取扱事業者である場合には、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。）の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じなければならない。また、対象事業者は、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。
- ④ 対象事業者は、匿名加工情報を作成し第三者に提供する場合には、提供先事業者と利用目的の適正性の確保、提供範囲の制限等を定める契約を締結する等により当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずること。

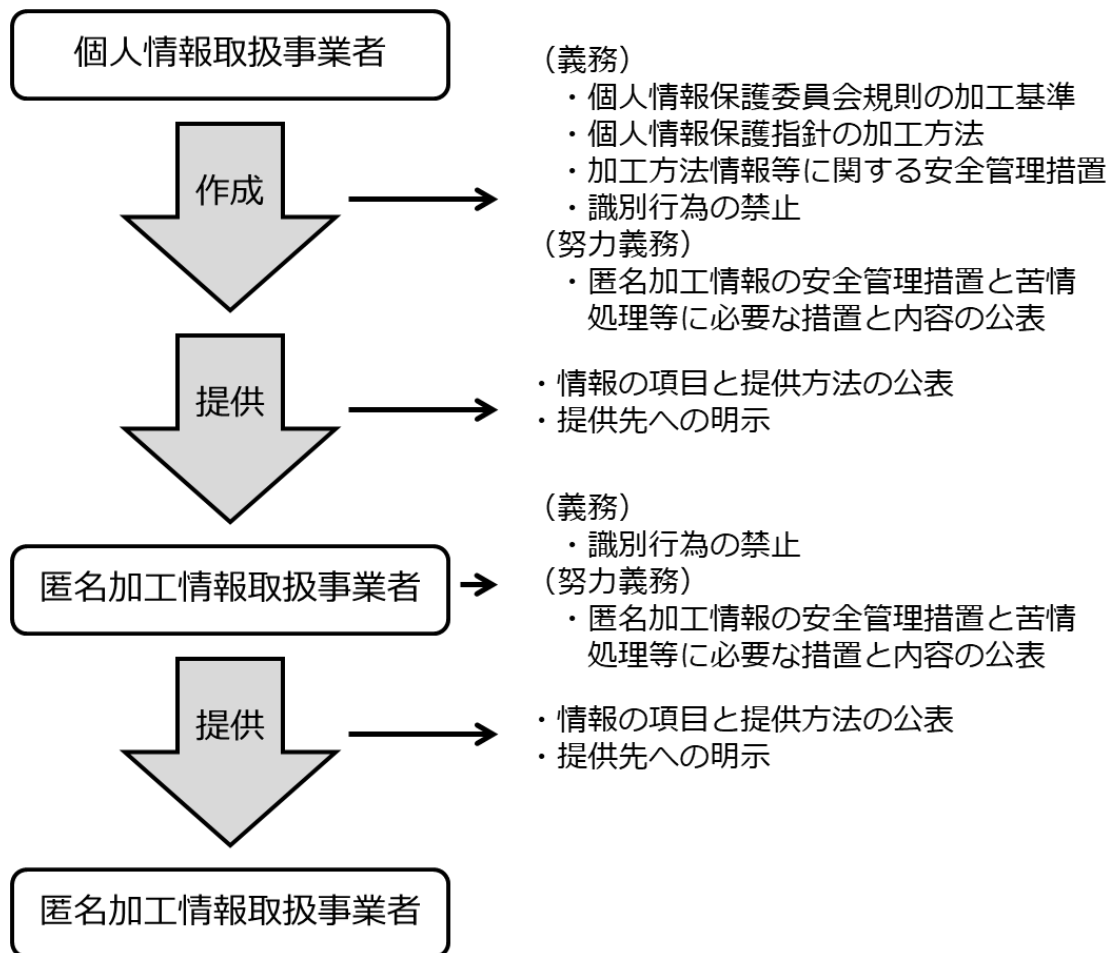
（５）識別行為の禁止

- ① 対象事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- ② 対象事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。）を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは11(2)（匿名加工情報の適切な加工）若しくは法第114条（行政機関等匿名加工情報の作成等）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（６）匿名加工情報の第三者提供

対象事業者が、当該匿名加工情報を第三者に提供するとき（対象事業者が匿名加工情報を作成した場合とそうでない場合を含む）は、インターネットの利用その他の適切な方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により明示しなければならない。

（参考）匿名加工情報取扱事業者等の義務



12. 学術研究機関等の責務

対象事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、当該個人情報の取扱いについて、この法律を遵守するとともに、学術研究機関等について法律の特例が設けられているものも含め、安全管理措置、苦情処理等、個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

13. 個人情報保護を推進する上での考え方や方針の策定

(1) 個人情報保護を推進する上での考え方や方針の公表

対象事業者は、個人情報保護を推進する上での考え方や方針を策定し、公表をしなければならない。

対象事業者は、個人情報保護を推進する上での考え方や方針(いわゆる、個人情報保護指針、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等)を策定し、あらかじめ公表しなければならない。対象事業者が策定する個人情報保護を推進する上での考え方や方針には、以下の事項が含まれていなければならない。

- ① 事業者の指名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 関係法令の遵守
- ③ 個人情報の利用目的(保有個人データにおいては全ての保有個人データの利用目的)
- ④ 安全管理のために講じた措置
- ⑤ 個人データの第三者提供、共同利用、委託の有無及び必要な事項
- ⑥ 保有個人データの開示等に関する手続
- ⑦ 問合せ先及び苦情処理の受付窓口

また、本人の権利利益の保護の観点からは、上記のほか、取得をする個人情報の項目や個人情報を取得する方法について、あらかじめ公表することが望ましい。

(2) 電気通信事業者のプライバシーポリシーの公表

- 1 電気通信事業者は、プライバシーポリシー(当該電気通信事業者が個人データ等の適切な取扱いを確保する上での考え方や方針をいう。)を定め、公表することが適切である。
- 2 前項に定めるプライバシーポリシーにおいて、次に掲げる事項について定め、利用者にとって分かりやすく示すことが適切である。
 - (1) 電気通信事業者の氏名又は名称
 - (2) 取得される情報の項目
 - (3) 取得方法
 - (4) 利用目的の特定・明示
 - (5) 通知・公表又は同意取得の方法及び利用者関与の方法
 - (6) 第三者提供の有無
 - (7) 問合せ窓口・苦情の申出先
 - (8) プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続

- | |
|--|
| (9) 利用者の選択の機会の内容、データポータビリティに係る事項
(10) 委託に係る事項 |
|--|

電気通信事業者である対象事業者は、総務省の「電気通信事業における個人情報保護のガイドライン」を遵守することが求められている。

プライバシーポリシーは、それぞれの電気通信事業者が、当該電気通信事業者の利用者において、当該電気通信事業者による個人データ等の取扱いを理解できるように、分かりやすい表現で記載すべきものであるが、プライバシーポリシーに記載すべき事項としては、次のようなものが考えられる。

- ① 法及び通信の秘密に係る電気通信事業法の規定その他の関係法令の遵守
- ② 電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの遵守
- ③ 電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインに定める事項
 - (i) 電気通信事業者の氏名又は名称
 - (ii) 取得される情報の項目
 - (iii) 取得方法
 - (iv) 利用目的の特定・明示
 - (v) 通知・公表又は同意取得の方法及び利用者関与の方法
利用目的の通知又は開示若しくは訂正等の本人からの請求に応じる手続
 - (vi) 第三者提供の有無
 - (vii) 問合せ窓口・苦情の申出先
認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先を含む。
 - (viii) プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続
 - (ix) 利用者の選択の機会の内容(※)、データポータビリティに係る事項
 - (x) 委託に関する事項
委託の有無、委託する事務の内容を明らかにするなど、委託処理の透明化を進めること。
- ④ 電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの安全管理措置に関する方針
- ⑤ その他利用者の権利利益の保護に関する事項
 - (i) 保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じること
 - (ii) 電気通信事業者がその事業内容を勘案して利用者の種類ごとに利用目的を限定して示したり、電気通信事業者が本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにすること
 - (iii) 個人情報の取得方法(取得元の種類等)を、可能な限り具体的に明記すること

(3) アプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシーの公表

対象事業者は、アプリケーションソフトウェア(以下「アプリケーション」という。)を提供する場合は、当該アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表することが適切である。

対象事業者は、アプリケーションを提供するサイトを運営する場合は、当該サイトにおいてアプリケーションを提供する者に対して、当該アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表するよう促すことが適切である。

対象事業者は、スマートフォンやタブレットをはじめとするモバイル情報機器において、アプリケーションを提供する場合には、事業者としてのプライバシーポリシーとは別に、それぞれのアプリケーション毎にプライバシーポリシーを策定し、あらかじめ公表することに努めなければならない。また、対象事業者は、アプリケーションを提供するサイトを運営する場合は、アプリケーションを提供する者に対して、当該アプリケーションのプライバシーポリシーを公表するよう促すことに努めなければならない。

アプリケーションのプライバシーポリシーに記載すべき事項は、次の 8 項目である。

- ① 情報を取得するアプリケーション提供者等の氏名又は名称
- ② 取得される情報の項目
- ③ 取得方法
- ④ 利用目的の特定・明示
- ⑤ 通知・公表又は同意取得の方法、利用者関与の方法
- ⑥ 外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無
- ⑦ 問合せ窓口・苦情の申し出先
- ⑧ プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続
- ⑨ 利用者の選択の機会の内容、データポータビリティに係る事項
- ⑩ 委託に関する事項

また、対象事業者は、当該プライバシーポリシーの内容が当該アプリケーションの情報取得等について適切に記載したものであることを確保するため、第三者による検証等を利用しその適切性を検証することが望ましい。

14. 指導、勧告その他の措置について

当団体は、対象事業者が本指針の遵守すべき事項を満たしていないこと（以下「違反行為」という。）が認められるときは、対象事業者に対し、本指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとることとする。

（1）指導

当団体は、当該対象事業者に対し、違反行為の中止その他違反を是正するために、必要な措置を行うよう、口頭又は文書により指導するものとする。

（2）勧告

当団体、指導を受けた対象事業者が、正当な理由なくその指導に従わなかった場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認められるときに、当該対象事業者に対し、その指導に係る措置をとるべきことを文書により勧告するものとする。

（3）その他の措置

当団体は、勧告を受けた対象事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置を取らなかった場合、若しくは、指導及び勧告を受けていない対象事業者において、「認定個人情報保護団体対象事業者になることへの同意届出書」の同意事項に違反し、個人の権利利益を保護するため必要があると認められるときに、別に定めるところにより、必要な処置をとるものとする。

14. ガイドライン等

対象事業者は、当団体の指針を遵守するとともに、個人情報保護委員会等の作成するガイドラインを参照するものとする。

対象事業者は、本指針及び法律上の義務を遵守するために、関連する規格等を参照することが考えられる。

15. 指針の見直し

本指針は、社会情勢の変化、個人情報保護に関する国民の認識の変化、技術の発展及び実務の状況並びに、個人情報の取扱いに係る事故等の発生状況等に応じて、適宜見直しを行うことが必要である。

したがって、本指針策定後も、随時関係者の意見を求めながら見直しに努めるものとする。

第 2 章

モバイルコンテンツ関連事業における 電気通信事業法の個人情報等保護指針

本章は、対象事業者のうち、電気通信事業法において定められた、ブラウザその他のソフトウェアにより、利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行おうとする者への追加事項である。

総則(目的及び適用範囲(対象))

<目的>

本指針は、電気通信事業法の定めに従い当団体の対象事業者が遵守・励行する事項を定めるとともに、当団体が認定個人情報保護団体として実施すべき責務と役割を推進するための事項を定めたものになります。

<法の理念と考え方>

電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの解説において、以下の考えが示されています。

「また、近年の情報通信分野における技術の進展に伴い、電気通信事業者が取り扱う利用者に関する情報が多様化するとともに、多様な電気通信役務の普及が進み、国民生活や社会経済活動において極めて重要な役割を果たす電気通信役務も数多く出現してきている状況にあり、利用者が安心してサービスを利用できるよう、利用者に関する情報の適切な取扱いを確保していくことが重要である。

このような状況を踏まえ、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 70 号)により、特定利用者情報の適正な取扱い及び外部送信に関する規律が導入されたことに伴い、これらの規律に関連する規定に基づき具体的な指針として第 4 章(第 45 条から第 50 条まで)及び第 5 章(第 51 条)を定めるものであり、これらの章においては法人その他の団体に関する情報も対象とし、これらの章は総務省が所管するものである。」

電気通信事業を営む上では、第 1 章の個人情報保護指針を遵守するだけでなく、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの遵守が求められています。当団体をはじめ、当団体の対象事業者におかれましては、この理念を十分に踏まえ、電気通信事業法の目的を実現するため、個人情報を含む利用者情報の保護及び適正な取扱いをする必要があります。

<国際的な協調>

経済・社会活動のグローバル化及び情報通信技術の進展に伴い、個人情報を含むデータの国境を越えた取扱いが増加しており、このような状況の変化に対応するため、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋経済協力(APEC)等において、個人情報の保護に関する情報交換や越境執行協力等を目的とした国際的な枠組みが構築されています。当団体の対象事業者におかれましては、このような取組を踏まえ、国際的な協調を図っていく事が望まれます。

<適用範囲(対象)>

対象事業者とは、電気通信事業者及び電気通信事業を営む者であって、個人情報に加えて特定

利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者として、総務大臣に指定された電気通信事業者及び/または利用者に関する情報の外部送信を行う者のうち次に掲げるいずれかの事業者であって、本指針及び当団体の対象事業者となることについて同意した事業者をいいます。

(1) 当団体の会員

(2) 関連団体の会員

当団体の理事会で関連団体となることを承認された団体の会員を指す。

(3) 一般登録会員

一般登録会員とは、(1)当団体又は(2)関連団体に属さない認定個人情報保護団体の対象事業者となることに同意した会員を指す。

なお、「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ一般社会通念上事業と認められるものをいい、必ずしも営利事業のみを対象とするものではありません。

<用語の定義>

本指針において用いる用語の定義は、特段の定めが無い限り、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン(以下、総称して「電気通信事業関係法令等」といいます。)の定めによるものとします。

1. 特定利用者情報の適正な取扱い

本項については、特定利用者情報（内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報）を適正に取り扱うべき電気通信事業者として、総務大臣に指定された電気通信事業者が対象となる。指定事業者として監督官庁である総務省から直接指導を受けることから、自主的な取り組みを基本とする本指針とはなじまないため、対象外とする。

2. 外部送信に係る利用者に関する情報の取扱い

(1) 規律の概要

対象事業者は、ブラウザその他のソフトウェアにより、利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行おうとするときは、あらかじめ、原則として送信される情報の内容や送信先となる電気通信設備等について、当該利用者に確認の機会を付与しなければならない。

確認の機会の付与の義務を課される電気通信事業者は、内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして電気通信事業法施行規則で定められた以下の「対象役務」をブラウザやアプリケーションを通じて提供する者に限られる。

- ① 他人の通信を媒介する電気通信役務
- ② その記録媒体に情報を記録し、又はその送信装置に情報を入力する電気通信を利用者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務
- ③ 入力された検索情報に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ(通常の方法により閲覧ができるものに限る。)のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務
- ④ 不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であって、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの

確認の機会の付与とは、原則として、当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置くこと(以下、「通知等」という。)であるが、利用者が同意をしている情報及び電気通信事業者がオプトアウト措置を講じている場合に、利用者がオプトアウト措置の適用を求めている情報については、これらの手法により当該利用者に確認の機会が付与されていると考えられるため、通知等を要しないこととしている。

なお、対象役務を提供する電気通信事業者の委託先である第三者に対して利用者に関する情報が送信される場合であっても、委託元である当該電気通信事業者において、本規律に従い、確認の機会を付与する必要がある。(電気通信事業法では、個人情報保護法における例外規定が無いため。)

(2) 通知又は容易に知り得る状態に置く方法

対象事業者は、利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行おうとするときは、当該利用者当該利用者が容易に確認できるようにしなければならない。

通知等を行う場合には、次の①から③までの全てを満たす方法により、情報送信指令通信を行おうとするときに継続的に行うことが必要である。

- ① 日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること。
- ② 操作を行うことなく文字が適切な大きさに利用者の電気通信設備の映像面に表示されるようにすること。
- ③ ①及び②のほか、利用者が容易に確認できるようにすること。

通知する場合には、共通して求められる事項のほか、次のいずれかに該当する方法により行わなければならない。

- ① 通知又は容易に知り得る状態に置くべき事項又は当該事項を掲載した画面の所在に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に即時に表示すること(当該事項の一部のみを表示する場合には、利用者がその残部を掲載した画面に容易に到達できるようにすること。)
- ② ①と同等以上に利用者が容易に認識できるようにすること。

容易に知り得る状態に置く場合には、共通して求められる事項のほか、次のいずれかに該当する方法により行わなければならない。

- ① 情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて、2(3)に掲げる事項を表示すること。
- ② 情報送信指令通信を行うソフトウェアを利用する際に、利用者の電気通信設備の映像面に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、2(3)に掲げる事項を表示すること。
- ③ ①及び②と同等以上に利用者が容易に到達できるようにすること。

(3) 通知又は容易に知り得る状態に置くべき事項

対象事業者は、情報送信指令通信ごとに送信される利用者に関する情報の内容、送信先、利用目的について、利用者が適切に認識できるように記載しなければならない。

当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない事項は、情報送信指令通信ごとに、次に掲げる事項である。

- ① 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報の内容

② ①に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称

③ ①に規定する情報の利用目的

送信される情報を具体的に列挙することなく、「等」や「その他」等のあいまいな表現を安易に使用することは避けるなど、利用実態及び利用者の利便に合わせて適切に記載されるのが望ましい。

なお、例えば、当該者の氏名又は名称よりもサービス名の方が認知されやすい、といった場合は、サービス名等も併記することが望ましい。

「情報送信指令通信ごと」とは、①から③までは、ウェブページやアプリケーションに埋め込まれたタグや情報収集モジュールごとである。（情報送信指令通信が行われるたびに通知等する必要はなく、ウェブサイト単位で（ウェブページごとではない）まとめて表示すること等も考えられる。）。また、例えば、通知等すべき事項が記載された送信先のウェブページへのリンクを示す場合や、既にプライバシーポリシーに通知等すべき事項が記載されているときに当該プライバシーポリシーへのリンクを示す場合は、当該リンクを単に表示するだけではなく、リンク先で表示される通知等すべき事項の概略を併せて示すことが望ましい。

これら以外にも、次のような事項については、利用者への適切な確認の機会を付与するという観点からは、利用者に通知等を行うことが望ましい。

- ・オプトアウト措置の有無
- ・送信される情報の送信先における保存期間
- ・情報送信指令通信に係る送信元における問合せ先 等

そのほか、次のような事項の通知等を行うことも考えられる。

- ・利用者に関する情報がどの国・地域に送信されることとなるか 等

（４）当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報等

対象事業者による次に掲げる情報に係る情報送信指令通信については、２（１）の規定を適用しない。

（１）当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要なものとして次に掲げる情報であって、その必要の範囲内において送信されるもの

イ 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は影像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報

ロ 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した情報を当該利用者の電気通信設

備の映像面に再表示するために必要な情報

ハ 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した認証に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報

ニ 当該電気通信役務に対する不正な行為の検知等を行い、又は当該不正な行為による被害の軽減等を図るために必要な情報

ホ 当該電気通信役務の提供に係る電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報その他の当該電気通信設備の適切な運用のために必要な情報

(2) 当該電気通信事業者が当該利用者に対し当該電気通信役務を提供した際に当該利用者の電気通信設備に送信した識別符号(電気通信事業者が、電気通信役務の提供に際し、利用者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。)であって、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により当該電気通信事業者の電気通信設備を送信先として送信されることとなるもの

電気通信役務の提供に当たって必要不可欠な情報(「真に必要な情報」)の送信があり得ると考えられるため、同様に確認の機会の付与を義務付けないこととしている。具体的には、利用者が利用を希望している電気通信役務を提供するに当たり、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者に送信される情報は、基本的には当該電気通信役務の提供に必要なものであると考えられるため、原則として「真に必要な情報」に該当すると考えられる。ただし、利用者が当該電気通信役務を利用する際に必ずしも必要がなく、一般の利用者から見て送信されることが通常想定できない情報や、通常想定できない利用目的で利用される情報については、「真に必要な情報」には該当しないと考えられる。一方、当該電気通信事業者以外に送信される情報については、必ずしも当該電気通信役務の提供のために必要とは考えられないため、原則として「真に必要な情報」には該当しないと考えられる。ただし、利用者が利用を希望している電気通信役務を提供するに当たり、送信することが必要不可欠な情報については、この限りではない。

対象事業者は、その利用者に対し電気通信役務を提供する際に、当該利用者を識別するために、文字列で構成された識別符号(First Party Cookie に保存された ID 等)を当該利用者へ送信して、これを当該利用者の電気通信設備(端末設備)に記録させることがある。当該識別符号は当該電気通信事業者が生成するものであり、当該電気通信事業者が当該識別符号を当該利用者から当該電気通信事業者自身に送信させてこれを取得しても、当該利用者自ら付した識別符号を回収しているに過ぎず、その使途も ID・パスワードの入力の省略等と限定的であることが想定される。この点に鑑みると、当該識別符号の送信については、利用者の判断を経る必要性が低いと見られ、送信される情報の内容等を当該利用者へ通知等を行うことを要しないものである。

ただし、First Party Cookie に保存された ID 以外の、当該電気通信事業者への利用者に関する情報の送信に関しては、本規律の原則どおり、利用者へ通知等を行うことを要するが、原則として

真に必要な情報に該当すると考えられる。また、First Party Cookie に保存された ID を利用して当該電気通信役務を提供する電気通信事業者以外の第三者に利用者に関する情報を送信することもあり得るが、このような利用者に関する情報の第三者への送信に関しては、利用者が利用を希望している電気通信役務の提供に当たり、送信することが必要不可欠な情報でない限り、利用者に通知等を行うことを要する。

(5) 利用者が同意している情報

対象事業者が、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信先の電気通信設備に送信されることについて当該利用者が同意している情報は、2(1)の規定を適用しない。

対象事業者は、利用者に対して同意の取得を通じて、当該情報の送信を認識し、及び選択する機会を付与しており、これにより確認の機会を付与していることとなるため、当該利用者に対し別途通知等を行う必要はない。ただし、このような規律の趣旨からして、当該同意の取得は、適切な確認の機会の付与といえるものでなければならぬため、同意取得にあたっては、利用者に適切な通知等を行い、かつ適切な方法により同意を取得することが必要である。

利用者の同意を取得するにあたっては、あらかじめ、利用者に対し、2(2)(通知又は容易に知り得る状態に置く方法)に記載する通知等を行うべき方法により、2(3)(通知等を行うべき事項)に記載する通知等を行うべき事項について、通知等を行うことが望ましい。

同意の取得により適切な確認の機会を付与したというためには、利用者の具体的かつ能動的な同意を取得することが必要である。したがって、利用者の利便性を損なわないようにしつつ、利用者の過度な負担とならない範囲で、情報送信指令通信ごと(ウェブページやアプリケーションに埋め込まれたタグや情報収集モジュールごとに)に同意を取得することが望ましい。また、同意するためのチェックボックス等にあらかじめチェックを付しておく方法(デフォルト・オン)等、利用者が能動的に同意を行ったとはいえないような方法は避けるべきである。

(6) 送信又は利用の停止を求めている情報

対象事業者が、適切にオプトアウト措置を講じた情報であって、利用者がオプトアウト措置の適用を求めている場合は、2(1)の規定を適用しない。

2(1)を適用しないオプトアウト措置とは以下をみたすものである。

- ① 利用者の求めに応じて次のいずれかに掲げる行為を停止する措置を講じていること次のいずれかの措置を講じていること。

- (i) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により行われる利用者に関する情報

の送信

(ii) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信され利用者にに関する情報の利用

② 次に掲げる事項について利用者が容易に知り得る状態に置いていること。

(i) オプトアウト措置を講じている場合にあっては、その旨

(ii) オプトアウト措置が(1)①又は②のいずれの行為を停止するものであるかの別

(iii) オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法

(iv) 利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合において、当該電気通信役務の利用が制限されることとなるときは、その内容

(v) 情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報((4)(1)及び(2)に掲げるものを除く。)の内容

(vi) (v)に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称

(vii) (v)に規定する情報の利用目的

オプトアウト措置の提供についても、利用者が容易に知り得る状態に置くべきであり、その方法は2(2)(通知又は容易に知り得る状態に置く方法)に記載の方法に準じるのが望ましい。その際、オプトアウト措置の申込みについて、利用者において誤解、不安感、恐怖等を生じさせることのないように留意する必要がある。また、オプトアウト措置を新しく設定したり、既存のオプトアウト措置に変更が生じたりした場合には、最新の内容について利用者に十分に周知することが望ましい。

APPENDIX

モバイルコンテンツ関連事業におけるその他の事項

(1) スマートフォン等の利用者情報の取扱い

総務省電気通信消費者情報コーナー：スマートフォン プライバシー

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/smartphone_privacy.html

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム「スマートフォンのアプリケーション・プライバシーポリシーに関するガイドライン」

http://www.mcf.or.jp/temp/sppv/mcf_spappp_guidline.pdf

(2) 電気通信事業関連ガイドライン

総務省テレコム競争政策ポータルサイト：ガイドライン

https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html

総務省電気通信政策の推進：電気通信事業参入・変更手続の案内

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/denkitsushin_suishin/tetsuzuki/

総務省電気通信消費者情報コーナー：外部送信規律

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/gaibusoushin_kiritsu.html